平成３０年度

邑楽町教育委員会
点検評価報告書

令和元年８月

邑楽町教育委員会

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、すべての教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、平成30年度の邑楽町教育委員会の点検及び評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を活用しながら作成し報告するものです。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第２６条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

邑楽町教育委員会教育長・教育委員名簿

（平成28年10月1日～平成30年8月9日）

職　　名	氏　　　名
教　育　長	大　竹　　喜代子
教育長職務代理者	岡　田　　真　幸
委　　　員	黒　澤　　幸　男
委　　　員	谷　津　　洋　子
委　　　員	中　村　　郷　志

（平成30年8月10日から）

職　　名	氏　　　名
教　育　長	藤　江　　利　久
教育長職務代理者	岡　田　　真　幸
委　　　員	黒　澤　　幸　男
委　　　員	谷　津　　洋　子
委　　　員	中　村　　郷　志

－ 目　　次 －

第１章　教育委員会の点検評価制度．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．１頁

１　制度の趣旨．．１頁

２　平成３０年度教育行政方針．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．１頁

第２章　教育委員会の活動状況．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．３頁

１　会議の開催．．３頁

２　会議以外の活動．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．６頁

第３章　教育行政方針の点検評価結果（平成３０年度）．．．．．．．．．．８頁

１　「おうら生き生きプラン」を実現する学校教育の推進．．．．．．．８頁

２　学校・家庭・地域の連携、融合、連帯．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．19 頁

３　町の未来を創造する、心豊かな生涯学習社会づくり．．．．．．．．20 頁

４　地域に根を生やした、たくましい青少年の育成．．．．．．．．．．．．29 頁

５　町民に生きがいと潤いを与える芸術・文化の振興．．．．．．．．．．33 頁

６　町民の健康と明るい生活に寄与する生涯スポーツの推進．．．．37 頁

◇参考資料．．．42 頁

第４章　学識経験者の意見．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．45 頁

１　学識経験者からの意見．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．45 頁

２　学識経験者氏名．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．46 頁

第１章　教育委員会の点検評価制度

１　制度の趣旨

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な教育行政事務を執行するものです。このため、事前に教育委員会が定めた基本方針に沿って具体的に教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高いものと考えられます。また、教育委員会が地域住民に対する説明責任を果たし、その活動を充実することが求められています。

このようなことから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正が平成20年４月１日に施行され、教育委員会の行政執行状況について、点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験者の知見を活用し、事務の管理及び執行状況の点検及び評価を実施することが義務づけられました。

本報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づくものであり、平成30年度の教育委員会活動を振り返るとともに、本町教育委員会の基本方針である「教育行政方針」について、教育委員会が自ら事務の進捗状況について点検及び評価を行い、教育に関する学識経験者の意見を聞いて作成したものです。

２　平成３０年度教育行政方針

（１）　基本理念

邑楽町教育委員会は、自然と歴史ある文化の特色を活かし、人間尊重の精神に基づいた、高い知性、豊かな人間性、心身ともに健康で規律ある人間の育成をめざして、信頼と秩序ある心の通う教育を推進します。

（２）　基本方針

国際化、情報化、科学技術の発展などによって変化する社会の要請と地域住民の期待と願望を踏まえ、学校、家庭、地域がよりよい連携を図りながら、「基本理念」の具体的実現のために、次の６つの目標を挙げて教育行政を推進します。

1. 「おうら生き生きプラン」を実現する学校教育の推進

   児童生徒の確かな学び、豊かな心、たくましく生きるための健康な体を育てるために、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を養い、他人を思いやる心や善悪の判断力、奉仕の精神を培う教育活動を推進します。

2. 学校・家庭・地域の連携、融合、連帯

   学校は、積極的に家庭や地域社会と連携、融合し、連帯感を持って町全体で邑楽町の子どもの健全育成を図ります。

3.　町の未来を創造する、心豊かな生涯学習社会づくり

生涯にわたる町民の自主的・創造的な学習活動を支援するとともに、その拠点となる施設の整備や運営の改善を図ります。社会教育を通じて町民誰もが一人の人間として尊重され、地域の中で役割をもって活躍できる、心豊かな町づくりに努めます。

4.　地域に根を生やした、たくましい青少年の育成

家庭と地域の教育力の向上を目指し、学社融合を進めます。また、青少年を取り巻く環境の改善・浄化に取り組むとともに、青少年が社会に関わる体験活動の充実を図り、郷土を愛し、生き抜く力を持ったたくましい青少年の育成に努めます。

5.　町民に生きがいと潤いを与える芸術・文化の振興

町民主体の芸術・文化活動の支援や伝統文化の継承に努めます。また、文化財の保護保存と活用に努め、町民が町を愛し誇りの持てる、文化の香り高い町づくりを推進します。

6.　町民の健康と明るい生活に寄与する生涯スポーツの推進

健康で明るい豊かな生活を目指し、町民誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを進めるとともに、町民のニーズに応じた支援体制を充実します。また、各種スポーツ団体・クラブとの連携を図り、指導者の確保や資質の向上、競技力の強化に努めます。

第２章　教育委員会の活動状況

１　会議の開催

平成 30 年度においては、教育委員会会議を 12 回開催し、議案等を審議しました。また、邑楽町総合教育会議を１回開催しました。

会議名	日時	案件等
4 月 教育委員会会議	4月26日(木) 9：30～ 11：46	(議案第 22 号) 邑楽町教育委員会補助金等に関する規則の一部を改正する規則について (議案第 23 号) 邑楽町英語検定料助成金交付規則について (議案第 24 号) 邑楽町英語検定料助成金交付要綱を廃止する要綱について (議案第 25 号) 平成 30 年 5 月 1 日付社会教育施設館長人事について (協議・報告等) ・平成 30 年 5 月 1 日付事務局等職員人事について ・群馬県学校教育の指針及び東部教育事務所の運営方針等について ・児童・生徒数（平成 30 年 4 月 9 日現在）について ・平成 30 年度 邑楽町社会教育計画について ・平成 30 年度 学校訪問指導の前期日程について ・平成 30 年度 第 1 回教職員研修会について
5 月 教育委員会会議	5月23日(水) 9：30～ 10：45	(議案第 26 号) 邑楽町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について (議案第 27 号) 邑楽町立学校評議員の委嘱について (議案第 28 号) 邑楽町いじめ問題対策委員会委員の委嘱について (議案第 29 号) 邑楽町社会教育委員の委嘱について (議案第 30 号) 邑楽町公民館運営審議会委員の委嘱について (議案第 31 号) 邑楽町人権教育推進協議会委員の委嘱について (議案第 32 号) 邑楽町文化財保護調査委員の委嘱について (議案第 33 号) 邑楽町スポーツ推進審議会委員の任命について (議案第 34 号) 邑楽町教育委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程について (協議・報告等) ・邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）について ・平成 30 年度上半期学校等訪問について

6 月 教育委員会会議	6月26日(火) 15：10～ 16：35	(議案第 35 号) 邑楽町立学校の事務共同実施組織の編成及び運営に関する規程の一部を改正する規程について (議案第 36 号) 邑楽町教育委員会における後援等の基準及び手続に関する要綱について (議案第 37 号) 邑楽町社会教育委員の委嘱について (議案第 38 号) 邑楽町勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について (議案第 39 号) 公有財産の分類換について (協議・報告等) ・平成 29 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について ・町内教育施設におけるコンクリートブロック塀の状況について ・教科書採択における法令遵守について
7 月 教育委員会会議	7月25日(水) 9：30～ 11：45	(議案第 40 号) 平成 31 年度使用教科用図書の採択について (議案第 41 号) 邑楽町人権教育推進協議会委員の委嘱について (協議・報告等) ・平成 30 年度の県費教職員人事上の取組について ・町内小中学校における夏季休業中の「行事をもたない週」について ・平成 30 年度第 2 回邑楽町教職員研修会の開催について ・町内小中学校運動会・体育祭について ・平成 29 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について
8 月 教育委員会会議	8月28日(火) 9：30～ 11：56	(議案第 42 号) 平成 29 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について (議案第 43 号) 邑楽町図書館協議会委員の任命について (議案第 44 号) 邑楽町文化功労賞に関する要綱について (協議・報告等) ・平成 30 年度邑楽町教育費補正予算（案）について ・邑楽町教育研究所設置条例の一部を改正する条例（案）について
9 月 教育委員会会議	9月25日(火) 9：30～ 10：37	(議案第 45 号) 平成 30 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書における有識者の委嘱について (協議・報告等) ・全国学力・学習状況調査結果について ・後期学校訪問指導に伴う授業公開について
10 月 教育委員会会議	10月29日(月) 9：30～ 10：55	(議案第 46 号) 邑楽町公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について (議案第 47 号) 邑楽町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

		（協議・報告等） ・学校給食異物混入対策マニュアル（案）について
11 月 教育委員会会議	11月26日（月） 9：30～ 11：09	（協議・報告等） ・平成 30 年度邑楽町教育費補正予算（案）について ・邑楽町社会教育施設建設基金条例の一部を改正する条例（案）について ・教職員人事について
12 月 教育委員会会議	12月25日（火） 9：30～ 10：30	（議案第 48 号） 邑楽町教育委員会における後援等の基準及び手続に関する要綱の一部を改正する要綱について （協議・報告等） ・平成 30 年度邑楽町いじめ防止こども会議について ・平成 31 年邑楽町成人式典について ・平成 30 年度下半期学校等訪問について ・平成 30 年度第 3 回邑楽町教職員研修会について ・平成 30 年度邑楽町青少年健全育成推進大会について
1 月 教育委員会会議	1月22日（火） 16：20～ 17：22	（協議・報告等） ・子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について ・教職員人事について ・平成 30 年度管内小中学校の卒業式について ・平成 31 年度管内小中学校の入学式について
2 月 教育委員会会議	2月27日（水） 9：30～ 11：12	（議案第 1 号） 平成 30 年度末教職員管理職人事について （協議・報告等） ・平成 30 年度邑楽町教育費補正予算（案）について ・平成 31 年度邑楽町教育費予算（案）について ・平成 31 年度邑楽町教育行政方針（案）について
第 1 回 総合教育会議	3月25日（月） 9：00～ 10：09	（協議・調整事項） ・平成 30 年度邑楽町教育行政の成果と課題について ・平成 31 年度に向けて
3 月 教育委員会会議	3月25日（月） 10：15～ 11：40	（議案第 2 号） 平成 31 年度邑楽町教育行政方針について （議案第 3 号） 邑楽町教育委員会事務決裁規程について （議案第 4 号） 邑楽町立学校長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について （議案第 5 号） 邑楽町高等学校等就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について （議案第 6 号） 邑楽町学校給食異物混入対策マニュアルについて （議案第 7 号） 平成 30 年度末事務局等職員人事について （協議・調整事項） ・平成 30 年度末教職員、事務局等職員人事について

２　会議以外の活動

教育委員は、教育委員会会議への出席のほか教育機関訪問・研修及び各種行事等に参加しました。

（１）　教育委員による教育施設訪問及び研修等への参加

・邑楽郡教育委員会連絡協議会定例総会及び研修会

実施日時　平成 30 年６月 22 日（金）

会　　場　日本キャンパックホール（明和町ふるさと産業文化館）

内　　容　定例総会及び研修会

研 修 先　明和町内の施設見学（(株)日本キャンパック、ふれあいセンターポプラ）

・管内学校等訪問(上半期)

実施日時　平成 30 年６月 26 日（火）

訪 問 先　邑楽中学校、高島小学校、ヤングプラザ、学校給食センター、長柄公民館、中央公民館

内　　容　・学校長と懇談及び授業等の視察

・給食調理等の視察及び職員と懇談

・生涯学習施設の視察

・群馬県市町村教育委員会全体研修会

実施日時　平成 30 年 11 月 16 日（金）

会　　場　伊勢崎市境総合文化センター

内　　容　①市町村教育行政功労者表彰

②講演『いせさき教育アンバサダー事業における能楽ワークショップ』

講師　能楽師　加藤　眞悟　氏

・邑楽郡教育委員会連絡協議会視察研修

実施日時　平成 30 年 11 月 20 日（火）～21 日（水）

研 修 先　神奈川県横浜市

内　　容　ニュースパーク（日本新聞博物館）、横浜税関資料展示室（クイーンのひろば）の視察

・群馬県町村教育委員会教育長・教育委員合同研修会

実施日時　平成 31 年１月 10 日（木）～11 日（金）

会　　場　渋川市　ホテル天坊

内　　容　①部会別研究協議（学校教育部会、社会教育部会）

②記念講演『巨大地震「震度７」の襲来　～その日のために～』

講師　学校防災アドバイザー　桑原　昭 氏

③部会報告

・管内学校等訪問(下半期)

実施日時　平成 31 年１月 22 日（火）

訪 問 先　町立図書館、中野東小学校、教育相談室、中野小学校、町民体育館、長柄小学校、邑楽南中学校

内　　容　・学校長と懇談及び授業等の視察

・生涯学習施設の視察

（２）　教育委員による主な行事等への参加

・小中学校入学式（４月）

・小中学校ＰＴＡ総会（４月）

・小中学校指導主事訪問（５月、６月、９月、10 月、11 月）

・小学校運動会及び中学校体育祭（９月）

・町民体育祭（10 月）

・町制施行 50 周年記念式典（10 月）

・成人式典（１月）

・小中学校卒業式（３月）

〈点検評価〉

・教育委員会会議を毎月開催し、提出された案件等はすべて適切に処理されました。

・町内の学校施設や生涯学習施設への訪問を１学期及び３学期に実施し、児童生徒の様子や生涯学習施設の運営状況などの把握に努めました。

・教育委員対象の研修会や教職員対象の研修会などに積極的に参加することにより、教育行政等の情報収集に努めました。

・総合教育会議を開催し、町長と教育委員との意見交換の場を設けました。

〈課題〉

・教育を取り巻く変化や課題に対応するため、積極的な情報収集に努め、十分な論議や審議を行っていく必要があります。

・学校や生涯学習施設への訪問を通して、現場で抱える課題や問題点を把握し、今後の教育行政に反映させていく必要があります。

・教育委員会会議においては、教育委員への事前の資料配布に努め、より効率的で有益な会議が行えるよう工夫する必要があります。

・今後も総合教育会議を通して、町長と教育委員の教育行政における意思疎通を図っていく必要があります。

第３章　教育行政方針の点検評価結果（平成３０年度）

１　「おうら生き生きプラン」を実現する学校教育の推進

～豊かな心と確かな学力を備え、夢に向かってたくましく生きる子どもを育むために～

（１）児童生徒が生き生きと学ぶ魅力と特色ある学校経営

〈実施状況〉

・特色ある学校づくりのために、各校長が前年度の課題解決を目指した経営目標を設定しました。

・学力向上を図るため、学力向上委員会を中心とした組織的、継続的な取り組みの充実を図りました。

・目指す子どもの姿の具現化と授業力向上に向け、伸ばしたい資質、能力を明確にした授業実践及び校内研修を推進しました。

・よりよい教育課程を編成・実施するため、各学校において、教育活動の取り組み状況に対する学校評価を実施しました。

・教職員のキャリア段階に応じた職能成長を図るため、人事評価制度を実施しました。

・教職員一人一人の資質・指導力及び学校経営参画意識の向上を図るため、各学校で教職員の適性を生かした校務分掌の整備を行いました。

・幼稚園・保育園・こども園と小学校の円滑な接続を図るため、幼保こ小連携推進会議における協議内容を学校経営に取り入れました。

〈点検評価〉

・校長が経営目標を明確にし、特色ある学校づくりのために各学校で具体的実践項目を掲げて取り組んだことにより、学校教育目標の具現化につながりました。

・研修主任と学力向上コーディネーターが学力向上委員会の核になって組織的に授業改善を図ったことにより、児童生徒の学力向上につながり、学力検査や全国学力・学習状況調査結果にも改善が見られました。

・定期的に東部教育事務所等の指導を仰ぎ、各学校で児童生徒の実態に基づく課題を明確にした校内研修を進めたことにより、研修や指導の質を高めることができました。

・教育活動の取り組み状況について、アンケートに基づく自己評価、学校関係者評価、学校評議員との情報交換が行われたことにより、教育活動計画や実施方法等を見直すことができ、より充実した教育実践につながりました。

・管理職が教職員一人一人に対して面談や授業参観・指導を行い、根拠と記録に基づいて適切に人事評価制度を実施することができました。人事評価により、教職員の自己課題の解決、キャリア段階に応じた職能成長、意欲の高揚、意識の改善につながりました。

・各分掌の主任等が中心となって組織的に各種プランを作成・改善したことにより、教職員一人一人の参画意識の高揚につながり、組織としてプランを実行することができました。

・年２回、幼保こ小連携推進会議を実施したことにより、幼保こ小の相互理解が深まり、よりスムーズな接続を意識した教育課程の見直しにつながりました。

〈課題〉

・読書や家庭学習については、各学校共通の課題となっています。学校・家庭・地域が連携して、具体的な課題解決策を講じる必要があります。

・キャリア教育については、特別活動を要としつつ、各教科の特質に応じたキャリア教育の推進に向けた教育課程の改善が求められます。

（２） 自ら学び考え行動する力の育成

①確かな学力の向上をめざす教育内容及び教育方法の改善・充実について

〈実施状況〉

・児童生徒が主体的に学習できるよう課題解決的な学習を取り入れるなど、指導方法を工夫・改善しました。

・実態把握に基づく個に応じた授業を推進しました。

・教科担当制を取り入れ、教科の専門性や特性を生かした指導により、学力向上を図りました。

・ＡＬＴ全校配置と中学校英語科教諭の小学校兼務及び教育研究所との連携を通して、児童生徒の英語のコミュニケーション能力と小学校担任の外国語活動に係る授業力の向上を推進しました。

・総合的な学習の時間が充実するよう予算措置を行い、支援しました。

・小一プロブレム解消のため、幼保こ小連携推進会議を開催しました。また、スタートカリキュラムやアプローチカリキュラムの活用による円滑な接続について周知しました。

〈点検評価〉

・「はばたく群馬の指導プラン」、「（同）実践の手引き」を活用し、「めあて」と「振り返り」を大切にした授業改善を推進したことにより、児童生徒が見通しと目的意識をもって授業に取り組めるようになりました。

・実態把握に基づき、少人数指導（習熟度別等）やＴＴ（ティームティーチング）指導等、指導体制の充実に努めたことにより、児童生徒の実態に即したきめ細かな指導・支援を行うことができました。また、町費学校指導助手を配置したことにより、きめ細かな指導をより効果的に推進することができました。さらに「基礎基本学習確認テスト」を生かした補充的な指導を行ったことにより、読み書き計算、英語等の基礎的な力が付いてきました。

・小学校では、教科担当制を導入したことで教材研究が効率的になり、専門性や特性を生かした授業指導がなされ、授業の質を向上させることができました。

・ＡＬＴ全校配置により、ＡＬＴが児童生徒への関わる時間の量的な確保ができ、児童生徒が英語に慣れ親しむことができました。また、中学校英語科教諭が小学校に兼務したことにより、専門的な視点から小学校教諭への指導助言がなされ、小学校担任の授業力や児童のコミュニケーション能力の向上に効果が見られました。中学校英語科教諭も小学校の授業を指

導・参観したことで、児童の実態への理解が進み、中学校英語科の授業の質を高めることにつながりました。

・総合的な学習の時間を中心として、自然体験学習や職場体験学習、地域清掃ボランティア活動等、探究的な学習に取り組んだことにより、児童生徒が他人や地域との関わりを実感できました。

・幼稚園・保育園・こども園と小学校の接続期におけるスタートカリキュラムやアプローチカリキュラムの必要性への理解が深まり、各園、各学校が接続を意識して作成・実施するようになりました。

〈課題〉

・よりよい小学校英語の授業づくりのために、ＥＡＴ（英語教育アドバイザー教員）の活用や小中相互の授業参観、研修会等を通して、担任一人一人のさらなる指導力向上を図る必要があります。

②調和のとれた「豊かな人間性」の育成について

〈実施状況〉

・前年度に引き続き、国と県から「道徳教育総合支援事業」の委託を受け、教育研究所道徳教育推進研究班を中心に、町内全小中学校において道徳の授業改善について研究・実践を進めると共に、道徳の時間を「要」として学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進に努めました。

・よりよい集団形成を築くため、特別活動の充実を図りました。

・社会科や理科における環境教育だけでなく、リサイクルやボランティア活動など、児童生徒が主体となる環境教育を積極的に実施しました。

〈点検評価〉

・「道徳教育総合支援事業」の活用により、教育研究所道徳教育推進研究班の成果を適宜各校に広めました。このことにより、教職員の道徳の授業改善に対する意識を高め、各校の授業改善が進みました。

・「ぐんまの子どものためのルールブック 50」を小学校１年生の保護者へ配布したり道徳の授業内容を学級便りに掲載・発信したりするなどしたことで、家庭と学校が連携して道徳教育を充実させようという意識が高められました。

・いじめ問題対策推進事業の一環として、各学校が児童生徒主体の取り組みを行い、自主的・自発的に行動できる児童生徒が増えてきました。また、学校行事や学年行事を精選したことにより、質の高い行事を実施することができました。

・環境に関わる総合的な学習の時間や理科の授業で、体験や実験等を通じて児童生徒が生き生きと活動したり、考えたりすることができました。主体的な活動が課題解決能力の育成にもつながり、児童生徒自ら環境問題を意識して生活することにつながりました。

〈課題〉

・家庭や地域と連携した心の教育について推進していくことが必要です。

③体力の向上と健康教育、安全教育について

〈実施状況〉

・児童生徒の実態把握に基づく体力向上プランを作成し、体力向上の取り組みを推進しました。

・感染症予防指導と衛生習慣の徹底に努めました。

・命の授業、性教育、薬物乱用防止教育の充実を図りました。

・食に関する指導を積極的に推進しました。

・児童生徒の安全確保と危険回避能力の育成に努めました。

〈点検評価〉

・各学校において体力向上プランを作成し、運動の習慣化と日常化を図りました。行事や体育の授業、休み時間における運動の内容や備品活用を工夫しました。その結果、全国体力・運動能力調査や新体力テスト結果にも成果が見られるようになりました。

・感染症情報収集システムを活用したり、インフルエンザ流行状況報告を発信したりして、情報を管内小中学校及び関係機関で共有し、感染拡大を最小限におさえることに役立てることができました。

・小学校では、保健の授業を中心に、飲酒・喫煙が体に及ぼす害や生活習慣病等について知識を深め、関心を高めることができました。中学校では、性教育、薬物乱用防止教室等を開催し、県の方針に沿って保健、健康教育を充実させることにより、生徒の健康に対する意識を向上させることができました。また、栄養教諭や栄養職員等が全ての学校を訪問し、食べ物の働きや栄養バランスの大切さ等を学ぶ機会を設定したことは、児童が好き嫌いなく食べようとする意識の高揚と食べられることへの感謝の気持ちの芽生えにつながるよい機会となりました。

・各種避難訓練や通学路点検を行う中で、児童生徒自ら危険を予測したり回避したりできるようになることが大切であることを教職員が常に意識するようになってきました。また、「おかしも」「いかのおすし」など子どもに馴染みやすい言葉を活用し、周知徹底が図られました。

〈課題〉

・体力向上については、数値的には改善の様子は見られますが、二極化の傾向があります。全学年、全学校で８種目の新体力テストを実施し、結果を検証した上で、家庭や地域と連携した運動の日常化に努める必要があります。

・学校安全についてはマニュアルの見直しが積極的に行われています。各学校単独の避難訓練ではなく、地域施設が連携した避難訓練を実施するなど、地域が一体となった安全体制を整えていく必要があります。同時に、児童生徒自身が危険を予測し、危険から身を守るための力（危険予測能力・危機回避能力）を身に付けられるよう、引き続き学校・家庭・地域で意識を高めて子どもたちに指導していく必要があります。

（３） 学級・学年経営の充実による一人一人の自己実現を図る生徒指導、教育相談の推進

〈実施状況〉

・児童生徒一人一人のよさを認め励ます積極的な生徒指導を推進しました。

・各学校の「いじめ防止基本方針」を見直し、「いじめ防止基本方針」に基づく組織的・継続的な実践を推進しました。

・教育相談部会や教育相談地域連携推進会議等、校内及び関係機関が連携した教育相談体制の充実を図りました。

〈点検評価〉

・児童生徒一人一人の自己肯定感・自己有用感を育成できるよう教職員が児童生徒の居場所づくりや落ち着いた学習環境の形成を意識した指導・学級経営を行ったことにより、児童生徒が生き生きと活動するようになりました。また、生徒指導部会や教育相談部会等を中心に、児童生徒の実態を教職員が共有し、児童生徒に寄り添える支援体制を整え、指導にあたりました。

・いじめ防止基本方針に基づき、組織的に児童生徒の実態の把握、未然防止や早期発見・早期対応ができました。また、邑楽町いじめ防止子ども会議を開催し、いじめ問題に対する各学校の取り組みを紹介したり、それぞれの立場でできること等について協議・情報交換したりしました。

・学校に馴染めない児童生徒や子育てに悩みを抱える保護者への相談・支援の体制を充実させるため、全学校にスクールカウンセラー（県費）、学校相談員（町費）を配置しました。また、適応指導教室や教育相談室の設置や教育相談関係者地域連携会議（年３回）の開催を通し、不登校傾向にある児童生徒や保護者に対して関係機関が連携して支援を行うことができました。

・「おうら生き生きプラン『規則正しい生活リズムで生き生きした子どもに！』」や「ケータイ・スマホの『か・き・く・け・こ』」「ルールブック 50」等を保護者へ配布し、学校・家庭が連携して学習習慣や生活習慣を身に付ける拠り所として活用しました。また、町ぐるみで「やまびこ運動（あいさつ運動）」を実施し、学校、家庭、地域が連携して子どもの健全育成を目指しました。

〈課題〉

・児童生徒の問題行動の背景には、さまざまな原因が複雑に絡んでおり、学校と関係機関との緊密な連携態勢を今後更に構築していく必要があります。また、ネグレクトや虐待事案もあります。常日頃から全職員で共通理解し、早期発見や有事の際に迅速かつ適切な対応ができる体制づくりも不可欠です。

（４） 将来の夢や希望をはぐくむキャリア教育・進路指導の充実

〈実施状況〉

・児童生徒のキャリア発達の段階に応じた計画的な指導を推進しました。
・望ましい職業観の形成と進路指導の充実に努めました。

〈点検評価〉
・キャリア教育の計画的な指導を推進するため、各学校でキャリア教育年間指導計画の見直し・改善に努めました。
・望ましい職業観、勤労観の形成を目指すキャリア教育を推進するため、小学校においては係・当番活動や委員会活動における各児童の役割遂行をきめ細かく指導し、中学校においてはそれらの活動に加えて生徒の自己目標を明確にした職場体験学習やボランティア活動を実施し、その経験を踏まえた進路指導をきめ細かく行いました。

〈課題〉
・キャリア教育の視点で教育課程を見直し、計画的に推進していく必要があります。

（５） 「共に生きる力」を育む教育の推進

①人権教育の充実について

〈実施状況〉
・平成 28 年３月に改訂された「群馬県人権教育充実指針」の周知に努め、その内容を踏まえて年間指導計画を見直しました。
・人権主任会や人権教育推進協議会における研修・協議内容について、各学校において職員会議や校内研修会で復命をし、全教職員への周知を図りました。
・集会活動や掲示物の作成、情報モラル教育等、児童生徒主体の体験的な人権教育の推進を図りました。
・人権標語・作文・ポスターの制作に取り組み、展示や発表を通じて啓発を図りました。

〈点検評価〉
・人権教育を推進するため、各校において「群馬県人権教育充実指針」や「邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画」に基づいた人権教育全体計画および年間指導計画に沿った授業や学校行事を実施しました。
・人権について各学校から人権啓発ポスターや標語、作文を募集し、多くの作品が出展されました。ポスター・標語は、公民館をはじめとする町の公共施設に掲示され、また、作文は、町の各種行事等で朗読されたり、おうら広報に掲載されたりすることで児童生徒の人権意識の高揚と町民への啓発につながりました。
・「人権感覚チェックリスト」を活用したことや学習指導案に「人権教育上の視点」を盛り込んだことを通じて、児童生徒一人一人を大切にした授業づくりに努めました。また、各種研修会や主任会を通じて、人権教育の現状と指導の重点を教職員に周知することができました。
・人権教育啓発のため、人権啓発資料「みんなの願い」「めぶき」を保護者に配布したり、道徳の授業内容や体験活動における児童生徒の様子を学級・学年便り等で保護者に周知したり

しました。

②福祉教育の充実について

〈実施状況〉

・体験を取り入れた福祉活動やボランティア活動を推進しました。

・家庭や地域、関係機関と連携して福祉教育の充実を図りました。

〈点検評価〉

・福祉教育の充実を図るため、点字学習やブラインドウォーク、手話、車いす体験、介護等の疑似体験を取り入れた指導を行いました。児童生徒は、より実感を持って学習に取り組みました。また、ボランティア活動の計画立案、当日の運営や活動の振り返り等で児童生徒が積極的に関わり、自発的な活動を推進することができました。

〈課題〉

・教職員や保護者が人権教育に関して正しい知識をもち、常時指導として教師や大人が模範を示せるよう、人権感覚をさらに高め、人権教育を推進していく必要があります。

（６） 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

〈実施状況〉

・校内特別支援教育体制の充実に努めました。

・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と計画に基づく組織的、計画的、継続的な指導を推進しました。

・一人一人の子どもの特性に応じたきめ細かな指導、支援の充実に努めました。

〈点検評価〉

・各園との情報交換や東部教育事務所専門員の助言などにより、個々の幼児児童生徒に対するきめ細かな対応と保護者に寄り添った支援、各学校（園）の連携・協力体制が充実しました。また、通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に対しても個別の教育支援計画を作成し、全教職員が共通理解することで、計画的、組織的な指導を行うことができました。

・特別支援教育指導員（町費）の小学校巡回による児童支援及び教職員指導の充実や、研修会や事例研究会などの実施により、教職員の特別支援教育への理解が深まり、特別支援教育推進体制が充実しました。そのため、幼児児童生徒一人一人の特性に応じた適切な指導が行われました。

・幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校の連携を深め、入園から中学校卒業まで、該当幼児児童生徒への一貫した支援を行うため、各学校（園）において特別支援教育コーディネーターを中心に個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成しました。情報共有が充実し、園と小学校、小学校と中学校のスムーズな引き継ぎにつながりました。

・リーフレット「平成 31 年度就学児　入学までの流れ」を就学児の保護者に配布し、就学先

決定までの流れを示すと共に、早い時期から就学に関する相談ができるようにし、就学への不安の軽減に努めました。また、各校（園）への支援員配置により、特別な支援を要する幼児児童生徒への対応がよりきめ細かなものとなり、個々の幼児児童生徒の発達の成長が図られました。

・児童生徒の実態に応じて各校が工夫して交流及び共同学習に取り組むことにより、相互理解につながり、より自然な協力の促進が図られました。

〈課題〉

・発達障がいについて、全ての教職員が理解を深めるとともに、適切できめ細かな指導を行えるよう、障がいの特性に応じた具体的な指導や支援、保護者の思いに寄り添った支援や助言について、今後も研修を継続していく必要があります。

・校内の交流や居住地校交流の充実が見られる一方、特別支援学校と通常学級との交流については、特別支援教育コーディネーターを中心とした取り組みの充実が必要です。

・障がいに応じた支援を充実させるために、障がい者差別解消法に基づく合理的な配慮に関わる具体的な対応などの正しい理解が必要です。

（７） 学校施設・設備の整備と充実

〈実施状況〉

・中野東小学校受変電設備更新工事
・中野東小プール管理棟屋上防水改修工事
・中野東小屋外階段手摺り設置工事
・邑楽中学校屋内運動場床改修工事
・邑楽中学校プール濾過装置交換工事
・邑楽南中学校職員室エアコン更新工事
・小中学校フェンス設置等工事

〈点検評価〉

・中野東小学校の老朽化した受変電設備の更新により、安全の確保を図りました。
・中野東小学校の屋外階段に手摺りを設置し、安全の確保を図りました。
・邑楽中学校屋内運動場の老朽化した床板の更新を行い、安全の確保を図りました。
・ブロック塀等の撤去を行い、新たにフェンスの設置などを行うことにより安全の確保を図りました。
・その他、老朽化した施設や設備の更新・改修等を行い、それらの機能の回復や向上を図りました。
・施設や設備の老朽化対策として、様々な修繕も行いました。

〈課題〉

・学校施設は、災害時の避難場所・地域の防災拠点となることから、今後、非構造部材（外壁、

内壁、ガラスなど）の耐震化を推進し、安全性の向上を図っていく必要があります。

・学校生活の中でも役割の大きいトイレについては、児童生徒が排泄を毎日快適に行うことができるよう、老朽化したトイレの改善（便器の洋式化、床の乾式化など）を推進していく必要があります。

・学校の施設や設備の老朽化が進み、修繕が必要な箇所が多数発生していますので、重要度・緊急度を考慮しながら、できるだけ早急に補修等対応していく必要があります。

（８） 教育研究所活動の充実

〈実施状況〉

・研究班の研究内容を教職員へ広く還元し、研修の充実に努めました。

・教育相談室を開設し、保護者や児童生徒の相談に応じました。

・教育相談技術認定に向けて、積極的な働きかけをしました。

・適応指導教室を開設し、児童生徒が再登校できるよう支援と環境づくりに努めました。

〈点検評価〉

・教育活動を充実させるため、２つの研究班（道徳教育推進研究班、小学校英語活動研究班）を編成しました。道徳教育推進研究班では、「考え、議論する道徳の授業づくり～道徳的価値の理解を自分自身との関わりで深めたり、多面的・多角的な見方へと発展させたりするための工夫を通して～」をテーマに、道徳の授業改善について研究すると共に、６つの研究授業、講師招聘による授業研究会の成果を各校に広めました。また、小学校英語活動研究班では、「小学校外国語活動の教科化に向けた評価のあり方～Small Talk と振り返りシート『CAN-DO リスト』の活用を通して～」をテーマに、Small Talk を通した効果的な ALT の活用方法と児童生徒が主体的に授業参加できる言語活動、振り返りシート『CAN-DO リスト』の作成と活用方法について研究を進めました。それぞれの研究主題に基づき、各教育研究班の研究の成果を紀要にまとめ、全教職員に配布すると共に、１月末の研究発表会において、全教職員が一堂に会して研究成果を共有しました。また、運営委員会を組織し、適切な運営と研究活動の振り返りと見直しを行いました。また、全教職員の資質向上を図るため、教職員研修会として年２回の講演会を開催しました。

平成 30 年５月７日（月）「暮らしにくさの障がい。発達障がいの特性の理解と支援」
～みんなが幸せにすごせる学校づくりのために～
講師：ＮＰＯ法人リンケージ理事長　石川　京子　様

平成 30 年８月 21 日（火）「私の音楽修行」
講師：ソプラノ歌手　齊藤　千花　様

・子育てに悩む保護者へのきめ細かな教育相談、支援等を行うため、教育相談室において、悩み相談や学習相談を行いました。延べ相談件数 1,151 件。

・教育相談技術認定４人。

・適応指導教室において、学校になじめない児童生徒への支援を行いました。学校になじめな

い児童生徒について、適応指導教室で学びながら学校への復帰準備を行いました。また、子育てについての相談等、教育相談を行い、保護者に寄り添った対応によって、相談者が課題と向き合い、前向きな考えが持てるようになった事例が数多く見られました。

〈課題〉

・研究班の活動や各種研修会は、授業や校務のある中、限られた時間の内で行われています。今後も現在邑楽町が抱えている教育課題を適切に見極め、町教育研究所の運営委員会を機能させたり校務支援システムを活用したりしながら、校内の協力を得られる柔軟な体制で研究を支援していく必要があります。

・学校になじめない児童生徒について、関係機関が連携を図り、学校への復帰に向けた改善をスムーズに行うための体制づくりを充実させると共に、学校内での支援体制や個に応じた指導についても充実させていくことが必要です。

（９） 学校給食の充実と食育の推進

〈実施状況〉

・学校給食法の理念に沿って、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するため、安全で安心して食べられるおいしい給食の提供に取り組みました。衛生面では、充実した施設設備を活用し、県教育委員会・保健所による巡回指導での助言等を基に、毎日の作業打合せや夏季休業中の衛生研修で調理員の衛生管理意識向上に努め、安全な給食づくりにつなげました。

・県教育委員会で作成された「学校における食物アレルギー対応マニュアル」に沿って、学校・幼稚園と連携し、アレルギー対応を希望する幼児・児童・生徒の保護者と面談を行ったうえで作成された「個別取組プラン」を基に、詳細献立の配布、牛乳停止等の対応を行い、食物アレルギー事故防止に努めました。

・町内産食材を中心に、県教育委員会と町独自の放射性物質測定検査を延べ 10 品目実施しました。さらに、納入業者より納入品の原材料の配合、産地等の資料を提出していただき、安全な食材料選定に役立てました。

・食への関心を高め、地元を愛する心を育む取り組みとして、あいあいセンターから事前に提出された出荷計画を参考に献立を作成し、季節ごとに生産される町内産の野菜を積極的に活用しました。また、週３回のご飯給食は、すべて町内産米（あさひの夢・ほしじるし・ゆめまつり）を使用して提供することができました。さらに、各学校幼稚園に納品してくださる生産者の紹介ポスターを月ごとに作成・配付し、感謝の気持ちを高める取り組みとしました。

・食に関する指導においては、給食時間には幼稚園・小中学校の全学級に対し、幼稚園（年少を除く）は年間１回ずつ、小中学校は年間２回ずつ栄養教諭・学校栄養職員が教室を訪問し、年間計画に基づいた指導を行いました。また、小中学校の授業や幼稚園の活動に栄養教諭・学校栄養職員が参画し、食品の栄養的な働き等について指導を行いました。生活科や総合的な学習の時間に野菜の植付けや収穫などの農業体験学習にも参加し、収穫した野菜を給食の材料として使用して、食への関心や感謝の気持ちを高める取り組みとしました。さらに、給食や地元農産物に対する関心を向上させることをねらいとし、邑楽町の特産品である白菜と、

給食で日々提供しているお米をもとにしたキャラクター（はくさいひめ・こめたろう）を使った教材を作成したり、児童が作成したレシピをあいあいセンターに掲示する等の活動を行いました。また、給食時間に放送する資料や、校内に掲示する資料の作成・配布を行いました。家庭には献立表のほかに月ごとの給食目標に沿ったテーマで作成した「給食だより」を配布し、啓発活動を行いました。

・地域住民に対して、「みんなの講座」を７回実施し、142 名に対して給食センターの紹介や、給食・食育について説明を行ったうえで給食の試食をしていただき、給食センターの衛生的な作業や、食育について理解を深めていただく機会としました。

・牛乳パックリサイクルなど、環境問題に配慮した活動に取り組み、5,490kg を回収しました。それによって得られた収益は再生紙のトイレットペーパー購入資金に充当し、439 個を学校・幼稚園に配布しました。

〈点検評価〉

・充実した施設設備を活用し、調理員に対する日々の注意事項の伝達や衛生研修を行ったことで、食中毒等の大きな事故がなく給食を提供することができました。包丁を使った切菜作業の一つとして、にんじんを星形やハート型などにする飾り切りを行いました。幼稚園や小学校低学年を中心に楽しく食べるきっかけとすることができました。

・学校・幼稚園と連携し、アレルギー対象者に、「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を基に対応したことで、アナフィラキシーショック等のアレルギー事故の発生を防止することができました。

・放射性物質測定検査では、検査した食品全てが不検出で、安全性の確認することができました。また、結果を毎月の献立表や町のホームページに掲載し、安全性についての情報提供を行うことができました。

・年間を通して、じゃがいも・たまねぎ・大根・キャベツ・白菜等の町内産農産物を積極的に使用しましたが、今年度の使用量は前年度に対し減少し 14,489kg でした。減少した理由としましては、児童生徒の減少が関わっていると考えられます。また、お米については、認定農業者の方にご協力いただき、邑楽町産のお米を学校給食センターに提供いただいて、より生産者の顔が見える取り組みになりました。

・食育に積極的に関わったことで、学校保健委員会やその他での講師依頼が増加し、食育の重要性が学校等に浸透してきていることが感じられました。児童が生産・収穫に関わった食農教育では、事後のアンケートから、児童が前向きに変容する様子が見られ、効果的な取り組みであることが感じられました。

・「みんなの講座」に参加された方々からの事後のアンケートでは、給食センターの徹底した衛生管理や町内産農産物の活用、食育の取り組みに対し、「子どもたちの事を考え、衛生面や新鮮野菜を届けてもらっているので安心しました。」「食育も大事だと思います。色々な人への感謝の気持ちも教えてくださっていて、大切だと思いました。」「私も邑楽町出身で、ずっと食べてきた味なので懐かしく、この先もずっとこの味を引き継いで欲しいなと思いました。」等の評価をいただくことができました。

・幼児・児童・生徒は、日常的な牛乳パックのリサイクル活動をとおして、リサイクルの循環

を見て、触れて、確認することができ、環境教育につなげることができました。

〈課題〉

・今後も、安全でおいしい給食を提供していくために、給食センターのすべての職員が衛生管理や技術の向上を図れる研修を継続的かつ定期的に実施し、給食内容をより充実させることが求められています。

・食育は短期間で成果が表れるものではないことから、学校・幼稚園・家庭・関係機関と連携し、効果的な方法を模索しながら継続して実施していくことが必要です。

２　学校・家庭・地域の連携、融合、連帯

〈実施状況〉

・積極的な学校公開、情報発信による開かれた学校づくりを推進しました。

・学校支援センターの整備・充実とコーディネーターの育成に努めました。

・行政・地域と連携した学校安全管理の推進と学校安全マニュアルの改善・充実に努めました。

・学校評議員との情報交換及び情報の共有に努めました。

・やまびこ運動や携帯電話・スマートフォンの健全利用について、町ぐるみで児童生徒の健全育成を推進しました。

・放課後児童対策として学校を活用しました。

・地域コミュニティーの中心施設として学校を活用しました。

・世代を超えた協働的な事業の展開や学習実践の取り組みを強化しました。

〈点検評価〉

・各学校では保護者や地域住民が参観しやすいよう日程や内容を工夫して授業公開を行うことでより多くの保護者、地域住民に学校の様子を見てもらうことができ、教育活動への理解を頂くことができました。また、Ｗｅｂページも随時更新しているため、アクセス数も伸び、「学校の様子がわかる」という声が聞こえてきました。

・機能的に教育を支援できるよう、各学校でボランティアの協力体制の整備を進めたことにより、教育活動に対して計画的な支援がなされるようになってきました。

・学校だけでなく地域ぐるみの安全対策を考えられるよう、災害安全・交通安全・生活安全の３領域について安全マニュアルの見直しを行いました。保護者・地域と連携した内容を加えるなど見直しを行うことで、より実効性あるものに改善することができました。また、地域と連携した避難訓練・引き渡し訓練を実施し、有事の際適切な行動がとれるようにしました。

・よりよい学校づくりをめざして、年２回、学校関係者評価を行いました。学校関係者評価は、よりよい学校づくりに反映されてきました。

・やまびこ運動を実施したり、携帯電話・スマートフォンの健全利用について啓発したりしたことにより、町ぐるみで児童生徒の健全育成に関わろうとする意識を高めることにつながりました。

・放課後や土曜日、夏季休業中に地域人材を活用した学習・活動に取り組みました。放課後や

土曜日、夏季休業中に地域人材を活用して学習等に取り組んだことは「地域全体で子どもを育てる」意識の高揚と児童生徒の健全育成につながりました。
・体育館や校庭を広く住民に開放し、学校施設の有効活用を推進しました。
・各小中学校の体育館や校庭をはじめとした運動施設の開放については、社会体育団体やスポーツ少年団等に積極的に利用され、子どもの体力向上にもつながりました。
・協働の町づくり事業としてプロバスクラブの世代を超えた交流、人材活用を推進しました。

〈課題〉
・教職員の多忙化解消を考慮しつつ、教員の専門的な知識や経験を地域へ還元していくことが求められています。
・世代を超えた協働的な事業の展開や学校と地域をつなぐコーディネーターを育成していく必要があります。

３　町の未来を創造する、心豊かな生涯学習社会づくり

生涯にわたる町民の自主的・創造的な学習活動を支援し、心豊かな地域づくりに努めます。

（１） 生涯学習推進支援体制の充実

〈実施状況〉
・長柄公民館、勤労青少年ホームについて、教育委員会の所管に移す条例改正が施行され、正式に教育機関として位置づけられました。
・長柄公民館は、長柄地区の地区公民館として位置づけられました。
・広報おうらや町のホームページ、中央公民館のホームページ、おうらお知らせメール、ポスター、チラシ等による生涯学習情報の提供、町民の声を生かした多様な学習テーマの設定など、町民が生涯学習活動に親しみやすくなるための取り組みを進めました。
・平成 31 年２月に町の情報発信とともに生涯学習情報の発信をするために公式ＳＮＳの講習会を受講し、準備を始めました。
・社会教育施設の運営や事業についての意見交換、日程調整等を行うため、館長・係長会議を毎月１回定期的に開催しました。
・各館の職員が集まる広報担当者会議（ＪＯＹ会議）において、広報への原稿の確認のみにとどまらず、事業の企画や運営の手法などについて情報や意見の交換をし、事業改善に役立てました。
・平成 30 年度から社会教育委員の公募を行い、新たに１名の委員を委嘱しました。

〈点検評価〉
・法規的に位置づけがあいまいだった長柄公民館、勤労青少年ホームについて、正式に教育委員会の所管に位置づけることができ、社会教育推進の体制整備を図りました。
・長柄公民館は、長柄地区の地区公民館として存続することになり、さらに利用者が主体的に事業や維持管理に関わろうとする気運が高まりました。

・広報誌等への掲載を行い、町民に学習情報を提供することができました。また、対象者を限定した事業等においては、必要に応じて特定の学校や行政区などに独自のチラシを配布したり、町内外の店舗にポスターの掲示依頼をしたりするなどの工夫も行い、効果を上げました。
・おうらお知らせメールの活用は徐々に定着しつつありますが、町ホームページの更新頻度が低く、ネット環境を十分に活用し切れているとは言えません。
・若者をはじめとして、より幅広い層に生涯学習情報の発信をするために、公式ＳＮＳの検討を始めました。
・館長・係長会議や広報担当者会議を活用して開催内容や開催時期等の調整を行うとともに、他の施設や関係機関等と一定の連携を図ることができました。
・邑楽町社会教育委員公募要綱を新規に制定し公募委員が加わったことで、町の社会教育の担い手の発掘・育成が進むと共に、新たな視点から事業の発展に大きな貢献が期待できます。

〈課題〉
・町民が受け身ではなく、主権者としてより議論を深め、社会教育についての理解や施設のあり方について考え、話し合うような風土を生み出していくことが大切です。
・勤労青少年ホームについては、設置目的に沿った事業や運営のあり方について、引き続き研究・検討が必要です。
・生涯学習の推進は、町部局も含めた全庁体制で進めることはもちろんですが、社会教育関係団体との連携や、ＮＰＯ法人・民間教育機関との協力により、生涯学習推進支援体制をより充実させていく必要があります。
・広報おうらやホームページ等の一層の充実を図るとともに、新聞等のマスメディアを活用した生涯学習情報の提供を、より活発にしていく必要があります。
・生涯学習情報をリアルタイムに発信をするために、職員がＳＮＳの操作方法に習熟する必要があります。
・各社会教育施設等においては、町内外の施設の学習情報などを参考にしながら、より一層事業の充実を図るとともに、町民のニーズや社会の要請に応じた学習機会の拡充に努める必要があります。
・複数の社会教育施設で近い時期に同じような事業を開催している事例も見られることから、今後それぞれの施設の特徴を生かした事業の実施や役割の分担も進めていく必要があります。
・社会教育委員の公募委員を２名募集したところ、応募が１名だったのでさらに広く周知する必要があります。

（２） 社会教育指導体制の充実

〈実施状況〉
・社会教育職員は、邑楽郡社会教育部会等で定期的に研修会を開催するとともに、全国・関東・県・東毛レベルで行われる研修会に積極的に参加しました。また、関係機関委員についても県や関係機関で開催する研修会に参加し、見聞を広めてきました。
・講座修了者のサークル化、組織化を積極的に図ってきました。

・社会教育関係団体が行う社会教育事業に対し、補助金を交付しました。
・邑楽町社会教育委員会議が、東毛及び県の研究集会・大会において「中央公民館を核とした社会教育のあり方～中央公民館開館までの取り組みについて～」をテーマに事例発表を行いました。

〈点検評価〉
・職員や関係機関委員の各種研修会への参加により、資質の向上および、ネットワークの広がりを持つことができました。
・講座修了者のサークル化や社会教育関係団体の育成、更には指導者の育成や確保を図った結果、社会教育施設を拠点としたサークルが誕生するとともに、その知識や技能を地域の中で還元できる「地域の指導者」が育っています。
・社会教育関係団体への助成と活動の支援は、各団体の活動を支えており、地域における社会教育の推進に成果をあげています。
・邑楽町社会教育委員会議の取り組みについて、助言者や他市町村の社会教育委員から大変高い評価を得ることができました。

〈課題〉
・町民主体の社会教育活動を積極的に展開していくため、および多様化・高度化する学習要求に対応するため、的確なサポートを行う社会教育職員の確保、社会教育専門職員（社会教育主事、司書、学芸員）の養成や、有資格職員の適正な配置と活用が必要です。
・町の社会教育の振興を図るうえで社会教育関係団体の活動の活性化は不可欠であり、補助金交付の適正化を図りつつ今後も活動を支援していく必要があります。
・地域や社会教育施設等で学んだ人が、指導者として自ら学んだ成果を地域に還元することを可能とするシステム（人材登録制度等）の構築を目指し、今後研究・検討を進める必要があります。

（３） 魅力ある学習の展開

〈実施状況〉
・家庭教育事業として、２歳児とその保護者を対象に子育てひろばを実施(年 20 回)しました。また、今年度も３館合同のプログラム（リズム体操）を取り入れました。
・親子のふれあいの場として、親子パン作り教室、親子お菓子の家作り教室、親子リトミック教室、親子で楽しむバルーンアート教室等を開催しました。
・群馬県移動児童館のポップコーン人形劇を初めて開催しました。
・子育てひろば終了後、３館とも自主サークルを立ち上げ、活発なネットワーク活動をしています。
・邑楽の粉食文化を伝える炭酸まんじゅう作りやそば打ち講座を行いました。
・高齢者を対象に、趣味や教養、健康や防犯、社会参加に関する講座を開催しました。開催回数も、できるだけ年間を通じた学習ができるよう工夫しました。

・高齢者を対象にシニアクラブを開催し高齢者教育の充実を図りました。
・成人を対象に、さまざまな趣味や教養・実技講座を開催しました。
・早朝の時間帯を利用した「おはようヨガ教室」を開催しました。

〈点検評価〉
・子育てひろばを年間を通して実施したことにより、育児に必要な知識や情報の提供、保護者のネットワークづくりに大いに役立ちました。３館合同企画（中央公民館、長柄公民館、勤労青少年ホーム）では、今年度もリズム体操を取り入れました。和気あいあいとした雰囲気の中、のびのび体を動かすことができ、親子で向き合って楽しむ時間を作ることができました。また、他館のひろばの参加者と知り合えるきっかけをつくることができました。そのほか、生涯学習センターの家庭教育電話相談や、県医務課の救急電話相談のチラシ、消費生活センターからの資料を配布し、育児等の不安解消に繋げる取り組みをしました。
・親子で取り組む教室を開催しました。家庭の中で親子のスキンシップに役立つとともに、共同で一つのものを作り上げていく喜びを味わうことができました。
・子育て中の母親は興味のある講座にもなかなか参加できないため、保育付きの講座は大変喜ばれました。講座終了後、新規の趣味サークルが生まれ活発な活動をしています。
・町の粉食文化を次世代に伝える講座は、多くの参加者があり人気でした。
・成人や高齢者対象の講座は、住民の学習要求をよく把握したものが多く好評を得ました。開催時間も工夫をして、平日昼間だけの時間ではなく夜間も取り入れて実施してきたところ、多くの成人男性の参加を得ることができました。参加者からは「会社で昼間の講座には参加できないのでよかった」という声を多く聞くことができました。
・パソコン講座は年間 11 回開催しました。中央公民館開館後に夜間に実施したところ、若い世代など新規の申込者が増えました。
・心身のストレス解消になるヨガやリンパマッサージ、タイ古式マッサージなどの講座に人気がありました。
・クラフトバッグ作りや相続セミナー、ますます健康維持体操、笑顔終活セミナー、気軽に楽しむ茶道教室など、日常生活に役立つ講座に人気がありました。
・高齢者対象の講座は、参加者の意見を取り込みながらプログラムを作成するので、長期間の連続講座にもかかわらず、毎回多くの方に参加して頂きました。また、一定の男性参加が保たれており、男女のバランスのとれた講座となっています。
・緑化講座は、普段公民館を利用したことのない男性の参加者が多く、熱心に質問し、定期的に開催してほしいとの要望が寄せられるなど、関心の高さがうかがえました。
・トレッキング入門講座（年間２回）は、身近な山で初心者でも気軽に登れるということで、高齢者や女性に大変人気があります。
・自然観察教室（年間２回）は、自然の中をゆっくり歩きながら身近にある草花や木々、昆虫や鳥を観察できることからリピーターも多く継続性のある教室です。
・「おはようヨガ教室」は夏休みの早朝を利用した講座として、多くの親子や近隣住民に参加してもらい、人気でした。

〈課題〉

・地域課題等の解決に向けた事業はまだまだ少なく、課題の把握、ニーズの掘り起こし等を行いながら、積極的に実施していく必要があります。
・町民の活動や個人の学習に対して、より効果的な支援ができたかなどの検証を丁寧に行い、町民各層や各世代の課題に合った事業を実施することが必要です。
・少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、子育ての孤立化、地域社会の変化など、子育てをめぐる環境が大きく変化してきているなか、子育て支援事業の強化を図っていくことが必要です。
・子育て中の保護者に向けて、各関連機関と連携して、町全体で家庭教育・食育の推進を呼びかけることが必要です。
・情報を一方的に配布して終わるのではなく、本当に支援を必要としている人に情報が届くネットワークを作っていくことが必要です。
・土・日曜の昼間と平日の夜間の利用が比較的少ない状況であり、その有効活用が、今後の公民館活動のキーポイントになってくると思われます。若年層・新しい利用者層の拡大のために、事業等の実施時間や内容について、より一層の工夫が必要です。
・文化財探訪ツアーやトレッキング入門講座は、現地集合や相乗りでの移動を行っており、交通事故対策や駐車場の確保と十分な下調べが必要です。
・事業の充実や町民の各世代のニーズに応えられるようにするため、人材登録制度の充実や他機関との情報交換を図っていく必要があります。
・新サークルが発足して活動するにも希望する曜日や時間が選べない状況があることから、施設の整備や既存施設の有効活用などを図る必要があります。
・各講座ともリピーターを大切にするとともに、新規参加者の開拓が必要です。
・おはようヨガ教室は、出勤前の勤労者の参加がなく、開催時間等の工夫が必要です。

（４） 社会教育事業の充実

〈実施状況〉

・町民の豊かな生涯学習活動が展開できるよう、社会教育施設の連携を図りながら、自主的な活動の支援に努めました。
・公民館運営審議会及び勤労青少年ホーム運営委員会を年２回開催し、委員から運営に関する意見や、施設の利用者を増やすにはどうしたらよいか、いろいろな案を出していただき、解決に向けた取り組みを行ってきました。
・公民館等を利用するサークルの活発な活動を支援する事業として「サークル育成支援事業」を行ってきました。また、社会教育関係団体等が自主的に開催する各種行事や大会の支援をしてきました。
・公民館等利用者による防災訓練や高齢者教室での防犯教室を開催しました。
・邑楽消防署と連携し、施設利用者や近隣住民を対象に普通救命講習会を開催しました。
・邑楽消防署と連携し、中央公民館（邑の森ホール）開館後初となる避難訓練コンサートを実施しました。

・中央公民館開館前に、公民館利用団体（者）育成のため小林平造講演会を開催しました。
・図書館では、利用者の資料要求に対応していくため、どのような要求があるのかを丁寧に聞き取りながら確認に努めてきました。そして、館内にある資料の提供はもちろんのこと、県立図書館ホームページの県内図書館横断検索を活用してさまざまな要求に応じてきました。
・移動図書館車「はくちょう号」を町内の小学校（４校）や老人施設（６カ所）に運行し、図書利用の普及に努めてきました。また、学校との連携事業として、ブックトークや小学校各クラスの調べ学習への資料支援、小・中学校各学級への団体貸出を実施しました。
・８カ月児検診時に赤ちゃんと保護者に絵本をプレゼントし、親子で絵本に親しみ、心のふれあいを持つきっかけをつくる「ブックスタート」事業を実施しました。
・図書館視聴覚室を活用した映画会を定期的に開催し、国内外の優れた作品を上映しました。
・図書館展示室等を活用した展示活動は、主催展示３回、貸出展示 12 回、延べ 143 日開催しました。
・図書館や本への関心を高めてもらうため、講演会や図書館利用講座等を実施しました。

〈点検評価〉
・「自分たちのサークルをより活発化させるため、自分たちで講座を運営していく」サークル育成支援事業や社会教育関係団体への支援などを通して、町民自らが教室やイベントを企画・運営するなど、町民の要求課題を取り込んだ自主的活動を支援していくことができました。
・各種機関委員の意見を反映し、勤労者のために講座の開催時間を夜間に実施、曜日も土曜日・日曜日に開催したところ新規利用者の申込みが増えました。また、いままで講座に参加してくれた人に講座予定表を郵送したところリピーターの参加も増えました。
・防災、防犯などの教室は、参加者自身や家族などにも直結する問題なので、皆真剣に取り組んでいました。
・中央公民館における利用者の安全確保は重要な問題です。初めて実施したことで邑の森ホールからの人の流れや職員の誘導など、修正すべき新たな問題が見えてきました。
・小林平造講演会では、中央公民館開館を控え、公民館の役割や利用団体の今後のあり方などを学び、開館後に向けた様々な意見交換が行われ、充実した形で開催することができました。
・平成 30 年度の社会教育施設及び社会体育施設等の利用者数は、延べ実数 487,144 人でした。人口減の中でも中央公民館開館などの要因により約 17,000 人（3.6%）の増加となっています。
・図書館は、利用者からの資料要求への丁寧な対応、はくちょう号、ブックスタート、映画会などの地道な取り組みにより、多くの方々に利用されています。平成 30 年度の入館者数はほぼ前年度並みの 153,578 人となり、減少傾向に歯止めがかかりました。資料貸出点数は 351,058 点で、その内、はくちょう号の資料貸出点数は 35,877 点となりました。
・公民館や図書館展示室などの社会教育施設を、町内のグループ・サークルや個人に対して作品発表の場、町民交流の場として提供し、町民の活動を支援することができました。

〈課題〉

・サークル支援事業等を引き続き積極的に展開し、登録人数の増加を図ることが必要です。このような活動を通して学習活動の主体者を育成し、地域づくりにつなげていきます。そのためには、町民各層や各世代の課題を把握するとともに、自主的な活動機会をより多く提供していくことが必要です。
・サークル内の会員減少、固定化、高齢化に伴う解散などの傾向が見られることから、会員を増やす方策の検討が求められます。そのために、各種機関の委員の意見や町民の声に耳を傾け、新規利用者を増やすための具体的なプランを模索していく必要があります。
・防災に関する取り組みは実施しましたが、環境問題への取り組みができませんでした。今後、内容を研究しながら実施していかなければなりません。
・中央公民館開館後初となる避難訓練コンサートは、人の流れや誘導方法など、新たな課題が見えましたので、次回実施に向けて消防署との連携や職員の役割分担などの打合せをする必要があります。
・小林平造講演会では、中央公民館開館を控え、公民館の役割や利用団体の今後のあり方などを学び、開館後に向けた様々な意見交換が行われ、充実した形で開催することができました。
・図書館の入館者数や貸し出し点数は、長期減少傾向にあります。スマートフォン等の普及が影響しており、本離れに歯止めをかけることが課題となっています。また、町外在住者による登録（全体の 56.7%）や貸し出し点数（全体の 51.4%）が多数に上っています。今後も町民の利用を増やすための施策を行う必要があります。
・勤労者のための図書館開館時間のあり方の研究や、職員配置のあり方の検討も、引き続き行っていく必要があります。

（５） 人権教育の振興と啓発活動の推進

〈実施状況〉

・集会所事業として、身近に役立つ知識を学ぶ「知って得するよもやま話講座」を 10 回開催しました。
・集会所事業のなかで小学生を対象にした日本文化体験教室を実施して、世代間の交流を図りました。
・県や東毛地区で実施する人権教育指導者研修会や、関係団体が開催する各種研修会へ積極的に参加しました。また、人権講演会を町部局の人権対策担当課と協力し開催しました。
・町教育委員会単独で、人権教育指導者研修会を開催しました。
・学校と連携し人権擁護啓発作品（ポスター・作文・標語）の募集を行い、優秀作品の表彰を行いました。これらの優秀作品については、ポスターや標語の巡回展、作文の朗読発表と広報紙への掲載を行い、住民の人権意識啓発に活用しました。
・人権擁護啓発の優秀作品を作品集にまとめ、各学校・社会教育施設への配付を行い、人権教育の教材として活用しました。
・人権問題の正しい理解と教育や文化の向上、地域住民の参加交流を推進する社会教育事業として、行政区役員や部落解放同盟邑楽支部役員、育成会、ボランティアの協力を得て、第２

区公民館で郷土料理講座等の各種教室を開催しました。

・人権教育推進協議会、集会所事業地域交流ハイキング等の集まりの中で人権ＤＶＤを視聴し、人権学習を行いました。

〈点検評価〉

・集会所事業では、平成 25 年度に行った第２区区民への現状問題・課題アンケートや運営委員会での議論を反映し開催した結果、前年度より１割以上参加者が増加し、新たな集いの場を設けることができました。

・集会所事業の「知って得するよもやま話講座」で行われた講座のなかで、参加者の強い要望により健康講座（リンパマッサージ教室）を単独講座として実施することができました。

・事業を継続的に行うことにより、町民の人権意識の高揚や人間関係の改善に一定の役割を果たしました。

・町独自の人権教育指導者研修会の実施、各種機関の開催する研修会への参加により、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、参加者の資質向上を図ることができました。

・募集した人権擁護啓発作品を活用した巡回展や朗読発表は、子どもたちの純粋な人権感覚を感じることができ、見る人に感動を与えています。

・各種の会議の時間等を活用し、時代に添った人権ＤＶＤを視聴することにより、人権について身近に考える機会をこれまで以上に提供することができました。

〈課題〉

・「群馬県人権教育充実指針」及び「邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画に沿った事業の展開を行い、今後も町部局や関係機関・団体と連携を図りながら、人権問題に対しねばり強く継続的に取り組んでいく必要があります。

・第２区公民館の各種教室内容を構築する際には、ニーズをくみ取り、時間・曜日・期間を工夫し、新しい人が参加してくれるように改善していく必要があります。

・町教育委員会による人権教育指導者研修会を拡充し、さまざまな人権問題に対する正しい理解を深める機会をより多く提供する必要があります。

・郡の視聴覚ライブラリー資料などを活用し、時代に添った新しい考え方を取り入れ、広めていく必要があります。

・あらゆる社会活動の場に人権尊重の学習を位置付けるため、会議や講演会など各種団体等の集まる機会を利用して、人権学習会の実施を呼びかけていく必要があります。

（６） 中央公民館の建設

〈実施状況〉

・中央公民館建設工事竣工式を６月 29 日に行いました。

・中央公民館内覧会を６月 30 日に行い約 1,200 名の来場がありました。

・中央公民館ホール部分の愛称について、邑楽町中央公民館ホール愛称選考委員会を組織し、愛称募集、決選投票を行いました。

・中央公民館建設検討委員会を１回開催し、ホール愛称決選投票の結果を確認した上で愛称を「邑の森ホール」に決定しました。
・中央公民館で使用する備品を購入しました。
・平成 28 年度からの継続で、中央公民館建設工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事、舞台設備工事）を進めました。
・邑楽町公民館、長柄公民館、勤労青少年ホームの利用団体を対象に、社会教育施設使用料などの説明会を実施し、理解を求めながら、条例・規則の整備を行いました。
・中央公民館開館準備事業実行委員会を６回開催し、町民と一緒に準備事業を企画・運営・評価を行いました。
・中央公民館開館準備事業として、県の「ぐんまの文化」支援事業補助金を活用し、小中学校の部活動（吹奏楽・マーチングクラブ・演劇等）へ年間 28 回講師を派遣しました。
・邑楽中学校の２学年５クラスの体育の授業にダンスの講師派遣を計 14 日行いました。
・小学校の音楽の事業に講師派遣を４回行いました。
・幼稚園、保育園へ音楽ユニット Ciel を計４回派遣しました。
・開館準備事業・開館記念事業として、ダンスバトル「邑踊」を夏と冬の２回、平田オリザ・孫大輔講演会を実施しました。
・中央公民館開館記念式典及びオープニングイベントを開催し、開館記念式典は関係者 300 人、オープニングイベントは２日間で延べ 5,500 人が来館しました。
・500 人合唱「邑（むら）」は中央公民館開館後、「コーロ・アックア」としてサークル活動を始めました。
・おうら少年少女合唱隊 SING！は、小学１年生から６年生まで 33 人が参加し、12 月 23 日にコンサートを開催しました。
・町民劇団（仮）楽・邑楽（La Aura）が第１回（旗揚げ）公演「白鳥の湖（仮）」とアトリエ公演「さらだ殺人事件」を行いました。

〈点検評価〉
・中央公民館内覧会では町内外から多くの見学者があったことで、広く施設の紹介やＰＲをすることができました。
・ホール部分の愛称を公募した結果、全国から 877 作品の応募があり、決選投票でも 523 票の投票があったことで、開館の前段階で中央公民館開館の周知と関心の喚起をすることができました。
・中央公民館建設検討委員会を社会教育団体等の代表者で組織し、検討を進めたことで、町民の意見を反映させました。
・中央公民館の建設工事については、監理を担当する日総建と共に、工事の安全で着実な施工管理に努めました。
・開館準備事業を町民と協力しながら一緒に進めることができました。
・小中学校の部活動では、プロの講師を派遣することによって、新たな技術の習得や普段の練習方法のアドバイスなど細やかな部分まで指導してもらうことができました。
・邑楽中学校の体育の授業に当校出身のプロのダンス講師を派遣し、ダンスの技術の向上とと

もに、キャリア教育の機会を設けることができました。

・小学校の音楽の授業に町内で第一線で活躍している琴の講師を派遣し、プロの演奏を聴いてもらうと同時に、約 20 台の琴を使って、児童が実際に楽器に触れながら学べる機会を作りました。
・ダンスバトル「邑踊」は、県内外からたくさんの参加者があり、熱い一対一の即興ダンスで競いました。今年は夏のおうら祭り内でのイベントとして夏に１回、冬に１回、計２回開催しました。終了後のアンケートにも「来年もまた是非参加したい」という声が多数あり、ダンスの町おうらの名を広めることができました。
・中央公民館開館記念式典とオープニングイベントを同日に開催することにより、関係者はもちろん、町内外から多くの住民が来館し待望の公民館をＰＲすることができました。
・オープニングイベント終了後も 500 人合唱「邑」はサークル化し、活動を続けており、開館準備事業を一過性の取り組みで終わらせず、担い手育成につなげることができました。
・おうら少年少女合唱隊SING！は、２年目を迎え、その質の高いパフォーマンスは多くの町民に感動を与えています。
・町民劇団は、中央公民館で行った旗揚げ公演に 375 人、長柄公民館で行ったアトリエ公演に 77 人の来場者を得るなど、これまでの取り組みの成果の上に、自立した組織として育ってきています。
・オープン後の中央公民館は、主催事業はもとより、貸し館も含め多くの方にご利用いただき、町の知名度の上昇、交流人口の増大に大きく貢献しています。

〈課題〉

・完成した中央公民館を多くの町民や利用者と共に積極的に活用し続けることで、幅広い町民が建設の利益を享受できるよう努めなければなりません。
・決定された社会教育施設使用料について町民や利用者への周知を図りながら、スムーズな事務処理を進めていかなければなりません。
・おうら少年少女合唱隊SING！は、町内の参加者を増やすこと、そこで学んだ子どもたちが中学校進学後も地域と関わりを持って文化芸術活動を継続できる方策を考えることが課題です。
・中央公民館開館記念式典とオープニングイベントなど大きなイベントを実施する際には、職員の役割分担や当日運営について事前に綿密な打ち合わせをする必要があります。
・中央公民館を核として各社会教育施設が効率的な連携と協力を進めていきながら、各施設の今後の事業について、既存事業の点検を行い、見直しや改善を進めていく必要があります。

４　地域に根を生やした、たくましい青少年の育成

家庭教育機能と地域教育力の向上に努め、学社融合を進めます。また、よりよい環境のなかで青少年の社会参加を促進するためのボランティア活動や、学校外活動の一層の充実を図り、郷土を愛し、心身ともにたくましい国際性豊かな青少年の育成に努めます。

〈実施状況〉

・小中学校の夏休みに東毛少年自然の家で、学校教育課と小学６年生～中学３年生を対象にしたおうらイングリッシュキャンプを新規で実施しました。
・新規に子ども食堂を立ち上げたいという民生委員と町部局・教育委員会の職員とで話し合いがもたれました。
・安全安心まちづくり推進協議会が中心となり、防犯パトロールややまびこ運動（あいさつ一声運動）を展開し、全町民あげての環境浄化活動に取り組んできました。
・青少年育成推進員を中心に青少年健全育成推進大会、３季パトロール(夏・冬・春)、非行防止活動、環境浄化活動などを行いました。
・子ども会育成会連絡協議会によりドッヂビー大会や上毛かるた大会などが行われ、地域ぐるみの健全育成活動が積極的に繰り広げられました。
・公民館等での少年対象事業として、多岐にわたる様々な教室が行われました。
・３館合同企画として親子を主に対象としたホタル観賞会を、邑楽町ホタルの会の協力を得て実施しました。
・地域活動から日本のおもてなしを学ぶ「青少年おもてなしカレッジ」講座を１回開催しました。
・高島小学校区を対象に放課後子ども教室が年間を通して行われ、昔遊びや抹茶体験、季節のイベントなどを月１～２回「できることをできる範囲で」を基本に活動に取り組んできました。
・青年を対象に、障がい者青年学級や各種の趣味教養講座など、生きがいや社会生活に対応する内容の講座に取り組んできました。
・勤労青少年ホームでは、勤労青少年を対象に各種趣味教養講座などを実施しました。また、毎月第１土曜日に青年キャリア相談を実施しました。
・邑楽町レクリエーション・リーダーズクラブ、ボーイスカウト、ガールスカウトをはじめ、子どもが活動主体となった様々な団体が地域に密着した活動を展開しています。
・小学５年生から中学生を対象としたジュニアリーダーキャンプを、高校生や大学生、社会人リーダーの指導のもと、14 人の参加を得て、足利市の名草キャンプ場で実施しました。また、リーダー養成研修会を行うとともに、年間を通してジュニアリーダーの養成に努めてきました。
・総合的に様々な体験に取り組む教室（わいずクラブ）を、昨年度に引き続き実施しました。紙飛行機作りやニュースポーツ体験、藍染め体験、ネイチャーゲーム、手話体験など、参加者が主体的に考え、自然の中でたくましく生きる知恵や行動する力を身に付けるための様々な体験をすることができました。
・子どもの自然体験活動や思考力向上を目的として、釣り体験教室や公民館に泊まろう、万華鏡づくり、機織り教室を実施しました。
・郷土芸能である八木節の後継者育成を目的に、子ども八木節教室を開催しました。
・ヤングプラザ友の会では、昨年度に引き続きプラザ周辺クリーンハイクなどのボランティア活動や交流ＢＢＱ、ハイキングを実施しました。
・小学生を対象に開催した「わくわく農業体験」は、６回にわたり、町内農家の方に協力いた

だきそばの栽培を通して農業について学びました。そばの種まき、そばの花の観察、刈り取りの仕方を体験し、その都度観察日記を記入し食育の勉強をしました。
・群馬県生涯学習センターとの連携により「おもしろ科学教室」を３回にわたり実施いたしました。

〈点検評価〉
・イングリッシュキャンプでは、様々な国のＡＬＴとピザ作りやレクリエーションなどの異文化交流を行い、英語のみで１泊２日を過ごすという体験を通して、子ども達が楽しみながら英語を学ぶことができました。
・子ども食堂の開設に向けて研修会の案内を配布するなど情報提供することができました。
・青少年の健全育成に関わる団体がそれぞれの立場から特色のある事業を展開し、青少年の健全育成に重要な役割を果たしました。また、各施設で少年や青年を対象とした様々な教室や講座を開催し、学習意欲の向上やボランティア活動、体験活動の機会を提供するなど、一定の成果をあげることができました。
・ドッヂビー大会は９年目を迎えました。参加者も増え、地域での活動として定着してきました。また、邑楽町が起点となって、近年では郡内全域で取り組まれるようになり、平成30年度は第５回目の郡大会が千代田町で行われました。
・青少年おもてなしカレッジ講座では町内小学校４年生～中学生が５人参加し、そばクレープと白菜おにぎりづくりを通して邑楽町の特産品や野菜の調理方法を学ぶことができました。
・放課後子ども教室では、子どもたちの安全安心な放課後を地域の人たちの力で築き上げていくことができました。また、抹茶体験を過去何度か経験している上級生は、挨拶や礼儀作法などが身についており、それを下級生に指導する様子も見られました。子どもたちの間に定着し、この教室を楽しみにしている子どもが増えています。
・勤労青少年ホームでは、県内の勤労青少年ホームと情報交換をしながら、講座の内容の見直しや人気のある講座を開催しましたが、教養系講座の参加者数が伸びませんでした。
・勤労青少年ホームを拠点に活動する青年サークルの数（勤労者体育センター除く）は、平成24年度の８団体から平成30年度には３団体まで減少し、友の会の活動にも困難が生まれています。
・ジュニアリーダーキャンプでは、お兄さん・お姉さん的存在のリーダーが参加者の指導を行うので、子ども達の気持ちもつかみやすく、のびのびとした楽しいキャンプが実施できました。
・夏冬の体験教室は、対象者の絞り込みを行った講座では参加者がきわめて少ない場合がありました。
・総合的な体験教室（わいずクラブ）は、参加した子ども達やその保護者からもたいへん好評で、これからもこのような体験講座を続けてほしいという意見をいただきました。
・釣り体験教室や公民館に泊まろう、機織り教室に参加した子ども達やその保護者からも好評で、継続して実施してほしいという意見をいただきました。
・リーダー養成研修会や日ごろのリーダー活動への指導助言等により、高校生リーダーの活動が徐々にではありますが、活発化し定着化しつつあります。

・障がい者青年学級は、毎回楽しみにしている青年ばかりで欠席がほとんどありませんでした。簡単な料理作りなど自立を目指したプログラムに取り組みました。
・ホタル観賞会は、多くの親子の参加を得ることができました。日常の生活ではなかなか見ることのできないホタルを目の前で見ることができて、参加者全員感激していました。
・ヤングプラザ友の会では、交流事業などを通して、会員相互の交流が図れました。
・青年キャリア相談の相談者は延人数が１人で、広がりを作れていません。
・「おもしろ科学教室」は学校外活動の充実を図るため科学実験・科学工作などの体験活動を継続的に開催しているので、科学に興味のあるリピーターも増えてきています。

〈課題〉
・イングリッシュキャンプの他にもグローバルな青少年の育成を目指し体験学習の機会を作っていく必要があります。
・子ども食堂の開設には、事業協力者の確保や保健所への申請など解決すべき課題が多くあります。
・自然体験教室など、子ども達の自主性・協調性を高める教室をより多く実施していく必要があります。さらに、ホタル観賞会などの貴重な体験教室については、継続して行っていく必要があります。
・変化の著しい社会情勢の中、青少年の健全育成を担う指導者の育成が大切です。特に、ケータイ･インターネットの利用については、群馬県・群馬県警察から出されている「おぜのかみさま」リーフレット等を基に児童生徒だけではなく保護者に対して理解を深める事業を展開していく必要があります。
・青少年おもてなしカレッジ講座は、単にミッションをクリアしていくだけでなく、児童生徒がおもてなしカレッジを通じて学んだことを学校や地域に還元できるような講座とするために、内容を磨いていくことが求められます。
・放課後子ども教室は、現在高島小学校区のみで実施しています。これは、学校と地域住民を結ぶコーディネーターがしっかりと活動しているからです。今後、他の学校区でも実施していくためには、制度や事業の周知、コーディネーター研修などの情報提供を行い、質量共に充実したスタッフを育成していくことが必要です。
・就労形態の変化、価値観の多様化などにより、公民館活動をする青年の姿が少なくなりました。今後は、青年の意識や考え方などを正しく把握し、青年にとって魅力のある事業の展開や施設運営を図っていくとともに、公民館の開館時間等の見直しも必要となってきます。
・勤労青少年ホームでは、アサーション・トレーニングなどの社会生活にプラスになる講座を若者が参加できる夜間・土日に行っていくなど、より一層の工夫が必要です。
・多くの勤労青少年に施設を有効利用されるように、若者を雇用している事業所へ講座のチラシやポスターの郵送・ホームページのＰＲ、口コミでの情報伝達が必要です。
・勤労青少年ホームの今後について、青年サークルが減少している現状認識の上に立って、町全体の社会教育施設の役割分担や事業のあり方も含めて、抜本的な検討が必要な時期に来ています。
・ジュニアリーダーキャンプは、小中学生の参加者を的確に指導できる年上のリーダーをより

多く養成していく必要があります。

・夏冬の体験教室は、対象者の絞り込みに注意することが必要であるという教訓を得ました。さらに、同時期に様々な施設や団体が子ども向けの講座やイベントを実施するので、事前の日程及び内容の調整を綿密に行う必要性を感じました。
・総合的な体験教室（わいずクラブ）は、男子も興味を引くような内容を考えながら、今後内容を拡大して実施していく必要があります。
・ジュニアリーダーの養成は、「邑楽町レクリエーション・リーダーズクラブ」に対して継続的に支援を行うと共に、新規リーダーの意識の高揚と知識の向上が図れるよう指導助言を行うことが必要です。
・障がい者青年学級は、参加者が自立できる体験を積んでいくことが大切です。新しいことに挑戦したり身近な生活課題の学習をしたりしながら、青年たちの成長を見守っていかなければなりません。また、ボランティアスタッフを発掘して新しい参加者にも対応できる体制を作っていく必要があります。
・わくわく農業体験教室など、子どもの自主性・協調性を高める教室を多く実施していく必要がありますが、協力していただける農家の状況把握が必要です。
・青年キャリア相談事業については、青年のニーズに合った開催方法など、今後の見直しが必要です。
・「おもしろ科学教室」小学３年生以下は保護者同伴ですが、保護者の方が主となって実験や工作等に手を出してしまいます。また、高学年の参加が少なくなってきており、これらへの対策が必要です。
・友の会交流事業を通して青年相互の交流が図られましたが、今後は、スポーツ交流大会などのより一層交流が図れる事業を行うか検討が必要です。

5　町民に生きがいと潤いを与える芸術・文化の振興

地域に根ざした芸術・文化活動を推進するために、町民主体の文化活動の支援や伝統文化の伝承に努めます。また、文化財の保護保存と活用に努め、生きがいのある文化の香り高い町づくりを推進します。

（１） 芸術・文化活動の推進

〈実施状況〉

・邑楽町文化協会に中央公民館利用団体連絡協議会、長柄公民館利用団体連絡協議会、おうらヤングプラザ利用団体連絡協議会、音楽連盟、茶華道会、伝統文化掘り起し協会などの多くの文化団体が加盟し、それぞれの団体において公民館まつりやヤングフェスティバル、七夕コンサート、藤棚呈茶会、和太鼓フェスティバルなど、多種多様な文化活動が行われました。また、文化協会の一大イベントである町民文化祭も多くの参加者・来場者を得て、盛大に開催されました。
・少子高齢化などによる郷土芸能の衰退に歯止めをかけようと、前年度に引き続き、町内で活動する 12 団体が参加し邑楽町伝統芸能フェスティバルを開催しました。また、フェスティ

バルの様子を撮った写真展を中央公民館、町立図書館で開催しました。
・ヤングプラザのオータムコンサートや中央公民館のクリスマスコンサートなど、町内在住・出身の演奏家や公民館等で活動するグループによる、気軽に参加できて楽しめる演奏会を開催しました。
・平家物語を読む講座、陶芸など、各公民館の主要事業として、芸術文化教室を開催しました。
・図書館の展示室や各公民館の展示コーナーを使い、優れた芸術作品に触れる作品展を開催しました。また、展示用ショーケース等を使って、各公民館で活動しているサークルや地域で創作活動をしている方々の展示を常時行いました。
・高島小学校の生徒を対象に、毎月３回～４回（土曜日）高島子ども八木節隊の指導者の下、八木節のおはやし・踊りを習う教室を開催しました。
・邑の森ホールの特性を生かした様々な文化芸術鑑賞事業を開催しました。
・これまで公民館の利用が少ない若い世代を対象に、ＯＲＡ　ＭＵＳＩＣ　ＦＥＳ‘１８を開催し、若年層から高齢者まで幅広い世代の人たちが来館しました。
・墨風会書展、邑彩会展、総合写真展、邑楽きりえグループ作品展、翠風会盆栽展、加藤昭次木版画展、写真ボランティア展、防火書道展、みずき会＆秋桜合同書道展、母娘展などの開催支援を行ってきました。
・邑楽町出身の書家、故岡部蒼風氏を記念して「岡部蒼風顕彰事業」を実施しました。
・邑楽町文化功労賞を創設し、町の文化向上・発展のために貢献した２名を表彰しました。
・町民の文化芸術の向上に資する事業を効率的かつ円滑に行うために資金を運用することを目的として、篤志家のご寄付を財源に邑楽町文化芸術振興基金を設置し、積み立てを行いました。

〈点検評価〉
・さまざまな芸術文化団体が自主的な活動を展開するとともに、公民館として文化活動の裾野を広げるための事業を実施してきた結果、文化祭や公民館まつり等の参加者や来館者数も増え、活気あるものに育ってきました。しかし一方では、参加者の固定化や高齢化が進みつつあります。
・おうら寄席や町合唱祭、足利市民吹奏楽団コンサート、根岸弥生ピアノリサイタル、クリスマスミュージックナイト、若旅菜穂子室内楽コンサート、宗次郎オカリナコンサートでは、町内外から多くの来館者があり、中央公民館をＰＲすることができました。
・コンサートなどを通して、発表する喜びや聴く楽しみを持つ方々が着実に増加し、コンサートを楽しみに待っていてくれるリピーターも増えてきました。
・邑楽町伝統芸能フェスティバル及び写真展の開催により、会の活動がより活発になり、地域の郷土芸能に対する周知などが図られました。
・高島子ども八木節隊は、ヤングフェスティバルやおうら祭り、足利八木節発表会、幼稚園の夏祭り出演と、着実に地域に根づいた活動を展開しています。
・中央公民館へのスタジオ、音楽室、多目的室、ボルダリングウォール等の設置により、音楽・ダンス愛好者をはじめとして、公民館利用の少ない世代の来館者を増やすことができました。

・作品展示活動を通し、作品を展示して見てもらえる喜びや、作品を見て「こんな作品ができるんだ」と感心している来館者が多くなりました。
・岡部蒼風顕彰事業では、10 月 26 日から 11 月 3 日までの作品展示のほか、記念講演会、ギャラリートーク、各小学校の児童が協力して大きな紙に文字を書く書道パフォーマンスも行いました。今年度はパフォーマンス前に児童が岡部先生の作品を鑑賞する時間を設け、郷土の偉大な芸術家の存在を知っていただく機会となりました。
・邑楽町文化功労賞を創設したことで、町民の文化活動の振興と発展を促すことができました。
・邑楽町文化芸術振興基金の設置は、芸術文化振興の安定的な執行や不測の事態への対応を可能とし、今後の事業運営の可能性を広げることとなりました。

〈課題〉
・町民の芸術文化活動は多岐多様にわたり愛好者も増えていますが、その方々の高齢化や固定化が進んでいる状況です。今後、内容や活動時間などを検討し、若年層がより活動し活躍できる場を提供していかなければなりません。
・気軽に参加できる雰囲気を残しつつ、新たな来場者を呼び込む方法の検討も必要です。
・邑楽町伝統芸能フェスティバルの開催により、各団体の活動が活発になったので、今後も地域の活性化や伝統芸能の後継者を育成していくためにも継続していく必要があります。
・高島子ども八木節隊の構成会員は、年々減少傾向にあり、今後の活動に影響が懸念されるため、小学校と協力した広報活動が必要です。平成 29 年度から幼稚園保育園の年長園児にも参加を促しています。
・邑の森ホールで様々なコンサート事業等を効率的かつ効果的に運営するためにも、職員が研修する機会を設ける必要があります。
・文化活動の拠点となる中央公民館の利用者団体や文化団体の組織のあり方を検討するとともに、中央公民館を拠点に芸術・文化活動を展開するアーティストの育成などを進めていく必要があります。
・岡部蒼風氏は邑楽町出身の書家であり、郷土の誇れる偉人でもあります。岡部蒼風顕彰事業は、単発の行事で終わらせることなく、今後も町として、岡部蒼風氏の業績とその作品を広く町民に伝えていく必要があります。
・今後は文化面で長年功労があった人だけでなく、顕著な功績を上げた人への顕彰制度についても検討していく必要があります。
・町民の文化芸術の向上のために文化芸術振興基金の運用方法について検討していく必要があります。

（２） 文化財の保護保存と活用

〈実施状況〉
・広報おうらに、文化財保護調査委員執筆による「大好き文化財」を連載し、町民へ文化財の存在をお知らせするとともに、文化財保護思想の啓発を図ってきました。
・指定文化財展「縄文人の心に迫る」をテーマとした特別展示を開催し、町民へ指定文化財等

を公開することができました。

・指定文化財を含む出土品や民俗史料の一部を中央公民館の展示棚に常設展示しました。
・外来魚駆除大作戦（中野沼西沼）を開催し、205 人の参加を得ました。また、自然環境学習を行い生態系や環境保護等について学びました。
・給水管敷設替え、送水管敷設工事に伴う埋蔵文化財試掘調査を実施しました。
・各種開発工事に伴う埋蔵文化財包蔵地確認を随時行いました。
・文化財保護調査委員会議を定期的に開催し、文化財の保護や普及啓発について協議しました。
・婦人会の歴史散歩を実施し、町内の文化財への理解を深めることができました。
・文化財防火デー関連事業として、文化財防火訓練を赤堀明王院や檀家など地域の皆さんの協力を得て実施しました。
・ぐんま緑の県民基金を活用し、中野沼西沼、東沼等で実施した水生動植物群調査の結果をとりまとめ、報告書を発行しました。
・町の天然記念物である中野沼西沼のパトロールに個人のボランティアや町内企業も参加してくれました。
・中野沼の絶滅危惧種であるマミズクラゲを中央公民館の開館に合わせて展示公開し、多くの来場者に見てもらえました。

〈点検評価〉

・指定文化財展は、町外からの来場者も含め、熱心に質問する人も多く、高い関心が持たれています。
・文化財防火デーは、地元の人も知らなかった寺社のいわれなどを学習する機会となり、参加者から勉強になったという声が多く聞かれました。
・外来魚駆除大作戦は、町天然記念物の中野沼西沼の自然環境保護と釣り人のマナー向上に一定の貢献ができました。
・飼養等許可者として外来魚駆除大作戦を実施することで、参加者に特定外来生物問題への理解を深め、問題解決について考える機会を提供することができました。また、全国で唯一の取り組みとしてマスコミをはじめ、大きな反響がありました。
・マミズクラゲを展示したことで、中野沼の自然環境に対し理解を深めてもらう機会を提供しました。
・町内企業等が文化財保護の事業に協力してくれたことは、地域全体で町づくりを行うということにつながりました。
・中野沼水生動植物群調査報告書は、内容や図版の質等において、専門家の間でも非常に高い評価を得ました。

〈課題〉

・中野沼西沼の自然環境を守るため、釣り人のマナー向上と外来魚駆除を継続していく必要があります。また、自然環境の経年変化を調査・記録するとともに、適切な保存の在り方について研究していく必要があります。
・特定外来生物の飼養等許可を延長するかどうかも含め、外来魚駆除大作戦の今後のあり方に

ついて検討すべき時期に来ています。

- 引き続き文化財展などの展示会を定期的に開催し、町民の文化財保護思想の啓発を行うことが必要です。
- 文化財防火訓練は全国的に行われているものです。今後は継続的に実施していくことが必要です。
- 試掘や発掘調査、歴史調査等の専門知識を持った職員の確保と育成が必要です。
- 各種の調査報告書や出土した遺物など、広く住民に見てもらう等の活用を図る必要があります。
- 町誌基礎資料や行政文書などを効果的に保存活用していく方策を考える必要があります。
- 町内の文化財や郷土の歴史を学ぶため、現地研修や講義などを引き続き実施していく必要があります。
- さまざまな町の文化財を、小中学校の授業で活用してもらうように提供していく必要があります。
- 希少な植物の保護と定期的な調査が必要です。
- 希少な植物を学校の授業でも活用し、自然保護の大切さを学ぶ機会を作る必要があります。
- 希少なマミズクラゲについては、今後も継続調査していく必要があります。
- 他にも町内企業の事業協力を広げていく必要があります。

6　町民の健康と明るい生活に寄与する生涯スポーツの推進

健康で明るい豊かな生活を目指すために、生涯スポーツの観点に立って、各種体育スポーツ団体、クラブとの連携を図り、指導者の確保や資質の向上、競技力の強化に努めるとともに、体育スポーツ施設を整備し、効率的な管理運営を進めます。

（１） 社会体育の充実

〈実施状況〉

- 各小中学校の体育施設を開放し、町民体育館等の社会体育施設とともに有効活用に努めました。
- 一般向けに、トレーニング教室、スポーツリンパマッサージ教室を開催すると共に、教室修了者にクラブの紹介等を行い、スポーツ活動の継続の促進を図りました。また、スポーツ推進委員連絡協議会では、ペタンクやラダーゲッターの普及と生涯スポーツの推進を図りました。
- スポーツ少年団は、10 種目 15 団体が活動し、町や郡の大会をはじめ県大会や関東大会・全国大会へ出場しました。また、県内外の他単位団との交流活動や社会活動・レクリエーション活動など工夫を凝らした活動も行われました。
- 全国大会や関東大会に出場した選手等に祝金を支給しました。
- 勤労者体育センターでは青年クラブを中心に 11 クラブの登録があります。
- 町制施行 50 周年を記念して、元ソフトボール日本代表監督の宇津木妙子さんの講演会を開催し、約 280 人の参加がありました。

・町民体育祭及びスポーツ推進大会で義肢装具士の臼井二美男さんとそのクラブメンバーによる講義・デモンストレーション・義肢装具装着体験を行いました。

〈点検評価〉

・施設整備を進め各種スポーツ団体の育成に努めてきた結果、体育協会を中心に各種競技団体やクラブ等の活動が活発に行われ、競技力の向上や青少年の健全育成に貢献することができました。また、各種スポーツ教室も多くの参加があり、生涯スポーツの推進に寄与しました。
・全国大会や関東大会に出場した選手等への祝金の支給は、選手等の経済的負担の軽減に寄与するとともに、顕彰にもなっており、活動の励みとなっています。
・勤労者体育センターはフットサル・卓球などを中心に、活発に利用されています。
・宇津木妙子講演会には、多数の町民が参加し、オリンピックに向けての意識の高揚が図られました。
・臼井二美男さんらのデモンストレーションや体験会では、障害者スポーツへの理解を広げるとともにパラリンピックへの関心を高める絶好の機会となりました。

〈課題〉

・スポーツ少年団の活動は盛んですが、近年、少子化等の影響を受け団員が減少傾向にあり、その活動にも様々な問題や課題が生じてきました。活動の更なる充実に向けて、団員の加入率アップ及び指導者の人材育成が最重要課題です。
・経年劣化の著しい施設もあり、今後改善を検討していく必要があります。
・今後、長期的な視点に立った体育施設の整備及び維持管理の計画を検討するとともに、それに基づいた年次的、計画的な施設整備を進めていく必要があります。
・町制施行 50 周年記念として実施した事業を通常年でもどのように継承し、今後につなげていくか、長期的な展望を持った事業展開が求められます。

（２） 社会体育指導体制の確立

〈実施状況〉

・スポーツ少年団は昭和 53 年に発足、団から育った人達（ＯＢ・ＯＧ）が現在指導者として活躍しています。また、県や国で行っている指導者研修会や指導者認定員講習会、指導者研究大会等に積極的に参加しました。
・スポーツ推進委員は、町・郡及び県それぞれ連絡協議会が組織され、様々な研修会が開催されています。町スポーツ推進委員連絡協議会では、関係機関の開催する研修会等に積極的に参加しました。また、ペタンクやラダーゲッターを取り入れた出前講座を実施しました。
・スポーツ推進大会を開催し、競技優秀者や体育功労者の表彰と講演会を行いました。

〈点検評価〉

・体育協会やスポーツ少年団等のスポーツ関係団体は大変歴史があり、優秀な競技者や指導者が多く育ち、町のスポーツ推進に大きく寄与しています。

・近年、健康志向が強くなってきている中、スポーツ推進委員を中心としたニュースポーツの推進により、愛好者の増加が見られます。
・競技優秀者や体育功労者の表彰は、地道な活動をしている関係者を励まし、新たな活力に結びついています。

〈課題〉
・競技スポーツにおいては、競技人口の底辺拡大と競技力向上のため、各競技団体への支援とジュニアからの一貫した指導を推進する必要があります。
・スポーツ少年団から育った競技者（中高生）の活動の場を確保する必要があります。

（３） スポーツ関係団体及びスポーツクラブの育成

〈実施状況〉
・体育協会の中に競技部、審判指導部が組織され、また各行政区に理事・支部長を置き、各種大会の運営等を行いました。
・各競技団体では独自に多くの大会が開催されています。

〈点検評価〉
・それぞれの競技団体で各種大会の開催やスポーツ少年団の指導などを行っており、スポーツの推進と青少年の健全育成に大きく貢献しています。

〈課題〉
・競技ごとに協会等の組織化を図り、自立した主体的活動が行えるように職員が側面的に支援していく必要があります。
・学校体育における部活動と各種スポーツ競技団体との相互支援体制が必要です。
・総合型地域スポーツクラブが未設置であり、引き続き調査研究が必要です。この総合型地域スポーツクラブとは、幅広い世代の人たちが、各自の興味関心、競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブのことをいいます。町民が日常的にスポーツを楽しむことができる環境を整備し、町民のニーズを踏まえ、多様な地域スポーツクラブの育成・支援について検討する必要があります。

（４） 生涯の各時期に応じた各種スポーツ教室・大会などの充実

〈実施状況〉
・一般を対象に女性向けトレーニング、ラジオ体操、スポーツリンパマッサージ、シニアトレーニング教室、子どもを対象にちびっ子サッカー、ジュニア卓球、ジュニアバドミントン、少年少女野球、各幼稚園での出前サッカー教室、家族を対象に親子ボールホッケー、ファミリースキー教室を開催するとともに、スポーツ推進委員連絡協議会では高齢者を対象にペタンクやラダーゲッター等のニュースポーツの普及を図りました。

・体育協会を中心に、全町民を対象にした町民体育祭をはじめ、町内対抗野球大会、町内対抗バレーボール大会、町内対抗卓球大会のほか、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ソフトボール、バドミントン、ソフトテニス、サッカー、レスリング、柔道、剣道、空手の各種大会を開催しました。
・専門競技の事業として野球、ソフトボール、ゲートボール、グラウンドゴルフ、バドミントン、ソフトテニス、バレーボール、サッカー、レスリング、卓球、柔道、剣道、空手道の各種大会が行われました。
・勤労青少年の交流を目的に交流フットサル大会を開催しました。

〈点検評価〉
・体育協会や各スポーツ団体により年間を通して多くの大会が行われ、競技力の向上とスポーツの推進が図られました。
・行政区対抗の各競技は、各行政区では選手集めに苦労する中、参加する行政区の減少が著しくなっています。
・子どもから高齢者まで、様々な町民を対象としたスポーツ教室をバランスよく開催することができました。
・交流フットサル大会は 9 チーム、80 名の参加があり、勤労青少年相互の交流が図られました。

〈課題〉
・各種のスポーツ大会には、より多くの参加が得られるような工夫が求められており、必要に応じて抜本的な改革や見直しが必要と思われる競技も出てきています。
・子どもから高齢者までのスポーツ教室をバランスよく開催することができましたが、青年及び女性向けスポーツ教室においては参加者確保の工夫が必要です。
・行政区対抗の競技については、参加する行政区が少なくなっており、今後のありかたについて検討する必要があります。
・交流フットサル大会開催にあたり、参加者を巻き込んだ効率的な運営が必要です。

（５） 社会体育・スポーツ施設の充実と効果的活用

〈実施状況〉
・鶉農村広場、青少年広場の教育委員会への移管を決定すると共に、都市公園内の運動場の管理運営について明確に定める条例・規則の整備を行いました。
・これまで無料だったグラウンド使用料の見直しを行い、スポーツ施設の取り扱いについて統一を図りました。
・体育施設利用団体は、体育館 58 団体、屋外運動場 76 団体、合計 134 団体の登録があり、社会体育施設のほか各小中学校体育館の夜間開放を行い、町民体育館で月１回体育施設の割り振り会議を開催して貸し出し管理を行いました。

〈点検評価〉

・使用料等、スポーツ施設の取り扱いを統一したことで不平等感の解消につながりましたが、負担増になる団体・個人については、まだ十分な理解には至っていない部分もあります。

・各体育施設は、学校開放施設を含め年間を通して有効かつ活発に利用されています。

〈課題〉

・引き続き、スポーツ施設のあり方や運営等について、広く町民の意見を吸い上げつつ、町民間での議論の熟度を上げていきながら、あるべき方向性を模索していく必要があります。

・体育館利用団体数・屋外運動場利用団体数は減少傾向にあります。特に昼間の利用が少ないため利用団体の育成が必要です。

・今後の長期的な視点に立った体育施設の整備及び維持管理の計画を検討するとともに、それに基づいた年次的、計画的な施設整備を進めていく必要があります。

（６） 健康を志向したスポーツの普及拡大

〈実施状況〉

・教室及び出前講座等においてペタンク、ユニカール、ラダーゲッターの普及に努めました。

・高齢者を中心にグラウンドゴルフは根強い人気があります。

・スポーツ推進委員が出前講座等において中心的な役割を果たし、ペタンクやラダーゲッターの普及に努めています。

・ニュースポーツ祭は、スポーツ推進委員と協議を重ね、５種目のブースを用意する等工夫を凝らし、その結果幅広い年齢層の参加がありました。

・ラジオ体操講習会（邑楽ラジオ体操会と共催）を行いました。

・普段トレーニング室を利用していない女性やシニアの方を対象に、トレーニング教室を行いました。

〈点検評価〉

・グラウンドゴルフや新卓球などのクラブが活発に活動しており、ニュースポーツの普及が着実に図られています。また、高齢者を対象とした出前講座等では、ペタンクやラダーゲッターが好評を得ていました。

・トレーニング教室やラジオ体操講習会などを通して、町民の健康増進の意識を高めることができました。

〈課題〉

・スポーツプログラマーや健康運動指導士など専門的知識を有する職員等の育成・配置が必要です。

◇参考資料

（別表１）平成 30 年度中学校卒業生進路状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）　（単位：人）

区分＼男女別	男	女	計	備考
高校進学者	１３４	１０１	２３５	※高校進学者　２３５名 ・全日制・フレックス 男子　１３２名 女子　１００名 ・通信制・定時制 男子　２名 女子　１名
各種学校等	0	0	0	
就職	1	0	1	
未定	0	2	2	
計	１３５	１０３	２３８	

（別表２）平成 30 年度全国・関東中学校体育大会出場状況（単位：人）

大会	種目	男	女	計
関東大会	ソフトテニス	0	2	2
	陸上競技	2	0	2
	水泳	0	2	2
	柔道	0	1	1
	計	2	5	7
全国大会	計	0	0	0

（別表３）平成 30 年度群馬県体力優良証交付状況（単位：人）

小学校			
学年＼男女別	男	女	計
１年生	１３	１１	２４
２年生	8	7	１５
３年生	１８	２０	３８
４年生	１６	１９	３５
５年生	２３	１６	３９
６年生	１９	１２	３１
計	９７	８５	１８２

中学校			
学年＼男女別	男	女	計
１年生	3	２１	２４
２年生	5	３７	４２
３年生	１１	３７	４８
計	１９	９５	１１４

体力テスト内容：握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走またはシャトルラン、
５０ｍ走、立ち幅跳び、ハンドボール投げ
※優良証は項目ごとの得点の合計が高い者に交付されます。

※「別表１・２」は、町内２中学校の該当者数をまとめたものです。

※「別表３」の小学校は町内４小学校、中学校は町内２中学校の該当者数をまとめたものです。

（別表４）平成 30 年度世界・全国・関東大会出場状況（中学校体育大会以外）（単位：人）

大会	区分	種目	男	女	計
関東大会	一般・大学生	グラウンドゴルフ	２	２	４
		野球（還暦）	１２		１２
		バレーボール		1	1
		ソフトボール		1	1
		競泳		1	1
	高校生	陸上競技		2	2
		アーチェリー	1		1
		ソフトボール	1	2	3
		弓道		1	1
		バドミントン	1		1
		競泳	2	5	7
		バスケットボール	2		2
		野球	1		1
	中学生	陸上競技	1		1
		ソフトテニス		2	2
		競泳		2	2
	小学生	空手	1	1	2
	関東大会計		２４	２０	４４
全国大会	一般・大学生	グラウンドゴルフ	1		1
		野球（古希）	5		5
		ソフトボール	１６		１６
		ボート		1	1
		陸上競技	1		1
		卓球	1		1
	高校生	陸上競技	2		2
		レスリング	3		3
		バドミントン	1		1
	中学生	陸上競技	1		1
		ソフトボール		1	1

	小学生	レスリング		1	1
		競泳	2		2
		少林寺拳法		1	1
	全国大会計		３３	4	３７
世界大会	一般・大学生	女子野球		1	1
		フットゴルフ	1		1
	高校生	柔道		1	1
アジア大会	中学生	レスリング		1	1
	世界・アジア大会計		1	3	4
合計			５８	２７	８５

第４章　学識経験者の意見

１　学識経験者からの意見

◎「おうら生き生きプラン」を実現する学校教育の推進

・　豊かな心と確かな学力を備え、夢に向かってたくましく生きる子どもをはぐくむためには、校長がリーダーシップを発揮し、かつ人間力を備えることが大事です。

まず、リーダーシップを発揮するためには、校長は「私はこういう学校をつくりたい。こういう児童生徒に育てたい。」という明確な目標をもち、「そのためには○○する」「○○を重点として取り組む」等、具体的で誰にでもわかる学校経営方針を提示することが必要です。

次に、学校経営方針を達成するため、校長は、補佐として学校運営や教職員の指導に当たり、今後校長として学校経営に携わるであろう教頭の力を伸ばすことが大事です。その自覚をもって指導に当たってほしいと思います。

そして、校長は、人間力を備えることが大事です。人間力とは「聴く力」「理解する力」「伝える力」と考えます。

例えば、教職員や保護者から相談があったとします。まず、しっかり「聴くこと」です。相手がいかに感情的になろうとも、落ち着いて受け止めることです。

次に、相手の言いたいことを「理解すること」です。たとえ理不尽であっても、しっかりと捉えることです。そして、その上で「自分の言葉でわかりやすく助言として伝えること」です。人間力は「包容力」と言ってもいいと思います。大きな心で包み込み、相手によりそい、なおかつ適切な助言をすること、このことが教職員や保護者との信頼関係を確立し、学校教育を推進していく基礎基本であると思います。

・　児童生徒の豊かな心をはぐくむためには、道徳教育の充実を図ったり人権教育を推進したりすることが必要です。

人権教育においては、人格が形成される幼少時から人権感覚を磨くことが必要です。人権教育の基本は、「違いを認める」ことです。顔かたち等の容姿をはじめ、誰一人同じ人はいません。皆それぞれ良いところもあれば努力すべきところもあるのです。それを自覚し互いに認め合うことができれば、いじめ防止につながることと思います。

・　夢をもち、それに向かってたくましく生きる児童生徒に育てることは、学校教育の大きな役割の一つと考えます。

将来の夢をもてることは、今の日本ではあたりまえのように考えられていますが、実はあたりまえではなく、とても幸せなことなのです。世界を見渡せば、死と隣り合わせの地域に暮らし、夢をもつことのできない環境にいる児童生徒もたくさんいます。

自分の夢をかなえるために多少の挫折があっても、夢をもてることの幸せを自覚して、今、自分がどうすればよいかを考えて行動できる児童生徒に育つよう、学校教育において重点として取り組んでほしいと思います。

◎学校・家庭・地域の連携、融合、連帯

・　学校・家庭・地域の三位一体の連携を推進するためには、情報の発信・受信が必要です。管理職（特に校長）自ら地域に出て、児童生徒の様子や地域を知り、地域を好きになることが大事だと思います。（地域との各種会議、地区の祭り等に積極的に参加）

※　毎年、実施状況に対し点検評価を行うことによって、課題が明確となり、その解決のために各校に指導がなされたと思われますが（ＰＤＣＡサイクル）、昨年度と今年度と全く同じ課題となった取り組みが多く見られました。成果と課題は必ずあるわけで、毎年新たな課題を明確にしていかなければ進歩はないと思います。

課題を絞り込む（精選）なり具体化するなりして、課題の改善が図られるようさらに指導を行ってほしいと思います。

◎町の未来を創造する、心豊かな生涯学習社会づくり

・　邑楽町に生まれ育った児童生徒にとって、邑楽町は生涯心のふるさとです。外に出ても、再び邑楽町に戻りたいと思う児童生徒もいると思います。しかし、そのためには受け入れ体制や生活の基盤が必要となります。

「町づくりは人づくり」を合い言葉に、学校教育、生涯学習が一体となり連携し合って、さらに魅力ある邑楽町となることを期待します。

２　学識経験者氏名

福島　慶子　氏　（元学校長）